

令和5年加美町議会第1回定例会会議録第3号

令和5年3月8日（水曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君

地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長	浅野善彦君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	猪股良幸君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 1号 令和4年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 4 議案第 3号 加美町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 5 議案第 4号 加美町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

- 第11 議案第10号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第11号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第12号 加美町町民体育館条例の一部改正について
- 第14 議案第13号 加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止について
- 第15 議案第14号 加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の廃止について
- 第16 議案第15号 加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止について
- 第17 議案第16号 加美町保育所条例の廃止について
- 第18 議案第17号 財産の無償譲渡について
- 第19 議案第18号 財産の無償貸付について
- 第20 議案第19号 財産の減額貸付について
- 第21 議案第20号 字の区域を新たに画することについて
- 第22 議案第21号 土地改良事業（集落基盤整備事業 中新田地区）の計画変更について
- 第23 議案第22号 工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道別所焼切原線道路災害復旧工事）
- 第24 議案第23号 工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道鳥屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事）
- 第25 議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第26 議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第27 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第28 議案第27号 令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）

- 第 2 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 2 議案第 3 1 号 令和 4 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 3 議案第 3 2 号 令和 4 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 4 議案第 3 3 号 令和 4 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 5 議案第 3 4 号 令和 4 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 6 議案第 3 5 号 令和 4 年度加美町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 7 議案第 3 6 号 令和 5 年度加美町一般会計予算
- 第 3 8 議案第 3 7 号 令和 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 8 号 令和 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 9 号 令和 5 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 0 号 令和 5 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 1 号 令和 5 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 2 号 令和 5 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 4 4 議案第 4 3 号 令和 5 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 4 5 議案第 4 4 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 4 6 議案第 4 5 号 令和 5 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 4 7 議案第 4 6 号 令和 5 年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。16番伊藤 淳君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

町長から発言の申出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（猪股洋文君） 許可をいただきましたので、2点。

昨日、木村議員のご発言に対してご回答できませんでしたので、研修バスの件、それから防犯灯の件、お伝えしたいと思います。

研修バスにつきましては、どの点をご指摘されたのか明確ではありませんけれども、考え方としては、運行状況、それから当然財政的なことも勘案をして、計画は変更することが当然あります。今後の町の方向性といたしまして、その町が所有するというより、利用する方々に助成をして補助金を出して、そこでバスを借り上げて活用していただくというほうがよろしいのではないかと考えもありますので、できるだけ住民サービスは低下させない、町の財政負担は増やさないという形で行っていきたいというふうにも考えております。ですから、決して住民サービスを低下させようということではありません。なお、こういった計画というのは変更も当然ありますので、ご疑問な点があればいつでも担当課のほうに来ていただければご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、防犯灯に関する点、令和元年度の子ども議会で一條君という小学生、中新田小のお子さんがご提案と申しますかお願ひと申しますか、した件でありますけれども、私も失念しておりましたので確認しましたところ、このときに、「小さな路地は薄暗く、下校時に不安な気持ちで通っている小学生が多くいます。通学路を中心に街灯の設置をもう少し増やしていただくことはできませんでしょうか」というふうなご質問、ご要望でありました。それに対して私のほうから、危機管理室のほうで作成しました原稿を基に、「町で防犯灯を設置する場合は、区長さんからの要望に応じて町の職員がその場所を確認して設置することになっています。防犯灯は要望する全ての場所に設置することはできませんけれども、おうちの方から区長さんに要望していただくか、あるいは町の危機管理室に連絡をしていただければというふうに思います」というふうにお答えをさせていただいています。そして、その後「また、照明がないと暗く怖いと感じると思います。暗い道を1人で歩くことは大変危険です。明るく人通りのある道路を通行し、懐中電灯や反射材、防犯ブザーを持って歩くように心がけてほしいと思います」

というふうに言っておりますので、防犯灯をつけないので懐中電灯を持って歩きなさいと言っているわけではございません。防犯灯をつけるためのルールですね、こういった形で要望していただければ町ではつきますよというご説明、そして暗い道は危ないので、懐中電灯や反射材、防犯ブザーを持って歩くように心がけてくださいといったことでありますので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思っています。ですから、どうしても発言の一部だけを切り取って話されますと、こういった誤解を生ずる場合がありますから、そののところが気をつけていただければありがたいなというふうに思っています。

なお、この年の令和元年度の防犯灯の設置基数は13基、令和2年度については11基、令和3年度は16基、令和4年度はちょっと資材がなかなか入りづらかったので、現在のところ3基ありますけれども、このような形で区長さんなどの要望を受けて、計画的に町としても設置しておりますので、そののところがご安心いただきたいと思っておりますし、今後ともそういったご要望があれば、現場を確認した上で設置をすることにしておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番味上庄一郎君、5番早坂伊佐雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告9番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） おはようございます。

私は、通告しておりました大きく2問、一般質問をいたします。

1問目は、魅力ある学校づくりの推進についてであります。

その中の一つとして、学校コーディネーターを中新田中学校にも配置し、探究型の総合学習カリキュラムを作成するとあるが、どのように実践されるのか。

2点目は、子どもや学校が直面する課題を地域と連携しながら解決する目的として、鳴峰中

学校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを導入されるが、学校運営に参画する重要な役割を果たす適切な人材をどう確保するのか。

3つ目は、いじめ対策関係であります。その1点目は、いじめ問題対策連絡協議会の設置を目指しているが、基本となる学校現場の意識改革にはどう取り組むのか。2点目は、いじめの重大事態の調査を行うため、いじめ問題調査委員会の設置を目指しているが、その調査方法はどうか。

以上、3問質問をいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

魅力ある学校づくりの推進についてお答えさせていただきます。

1つ目の学校コーディネーターを中新田中学校にも配置し、探究型の総合カリキュラムを作成するとあるが、どのように実践させるのかというご質問ですが、総合的な学習の目的であります社会の変化に主体的に対応できる力、よりよく課題を解決する力、自己の生き方を自ら考えていく力を育むため、加美町の中学校では、加美町を題材とした探究的な学習、協働的な学習を展開してまいります。この探究的な学習の中に、人や社会との関わりを通して、社会性や勤労感を育む志教育の視点を取り入れ、加美町をテーマにした体験学習、また加美町の大人との出会いなどを通じ、子どもたちの地元への興味や愛着が深まるよう取り組んでまいります。

令和5年4月に開校します鳴峰中学校では、このような視点からコーディネーターが学校と地域をつなぎ、特色のある探究型の総合学習のカリキュラムの作成に取り組んでおります。中新田中学校におきましても、鳴峰中学校同様に子どもたちの郷土愛や誇りが深められるよう、来年度コーディネーターを配置し、地域と連携した探究型の総合学習に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の、鳴峰中学校に学校運営協議会制度を導入するが、学校運営に参画する重要な役割を果たす適切な人材確保をどう考えるかというご質問ですが、学校運営協議会制度は、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、子どもたちの生きる力を育むため、教職員や地域住民、保護者等と連携し、学校運営に関して協議、支援を行う組織として協議会設置が努力義務化されたものです。協議会の委員は10名以内とし、対象学校の地域の住民、対象学校に在籍する生徒の保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命することとして

おりますので、学校運営に責任を持って参画することができる人材を任命したいと考えております。現在、委員候補者選定のために準備委員会を立ち上げまして準備を進めているところでございます。

質問3つ目、いじめ問題対策連絡協議会の設置を目指しているが、学校現場の意識改革にはどう取り組むのかというご質問ですが、教育委員会では、これまで加美町いじめ防止基本方針に基づき、定期的ないじめアンケート調査の実施や、各学校にいじめ対策組織を設置するなど、いじめの防止と早期発見、いじめの対処に取り組んでおります。本定例会に、いじめ問題対策連絡協議会の設置条例を提案しておりますが、関係行政機関の職員、町立学校の職員、そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから15名以内で協議会を設置し、専門機関との連携をさらに深め、いじめ問題への防止対策を含めたより効果的な対応策について検討していくという狙いを、これまで以上に各学校に周知し徹底してまいりたいと考えてございます。

3つ目の質問の2つ目、いじめの重大事態の調査を行うため、いじめ問題調査委員会の設置を目指しているが、その調査方法はどうかというご質問です。学校から報告のあったいじめ事案について、教育委員会が重大事案と判断したとき、いじめ問題調査委員会を設置し、教育、法律、医療等に関して専門的な知見から第三者の立場で調査を行うこととしております。その調査方法につきましては、いじめられた児童生徒、在校児童生徒、教職員から聞き取り調査や質問紙調査や、場合によっては背景調査を実施することとしております。なお、学校のいじめ対策組織で継続調査、対応を行ったほうが迅速な解決につながると教育委員会が判断した場合には、必要に応じて人的な支援を行うこととしております。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 順を追って再質問をしてみたいと思います。

コーディネーターを配置することによって、学校と地域が連携した教育活動が可能になるとしてありますが、具体的にはどういった活動なのかお伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長です。

現在作成しているカリキュラムですけれども、鳴峰中学校で来年度以降取り組む総合的学習ですが、まず先ほども申し上げましたとおり、町を題材にして学習を展開してまいります。1年生では、主に加美町を知るをテーマに、2年生では、加美町の大人との出会いをつくりまして、町を題材として疑似的な起業を行うというふうなカリキュラムを予定しております。3年

生、まとめの段階では、15年間育った加美町の課題を見つけ、その解決方法を探っていくと。できれば、その解決方法について町民の皆さんに提案できればいいのかなというふうに考えているところです。

このように、どの学年でも場所・物・人と触れ合う機会をつくり、加美町全体を学びのフィールドとして展開していくこととしております。そのコーディネーター役として、現在2人のコーディネーターが、町とのマッチングをいろいろ検討して取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 学校で教えることは、私考えるには知識と価値観だろうと思います。知識は、時代が変わっても基本的な内容や教える範囲は同じだと思います。ただ、この価値観については教える範囲が決まっていないと思います。このことにつきましては、学習指導要領の今回の改定で、これまで決まった上からの指示命令が来ていたわけですね。これが、今度からは創意工夫により自立という新しい考え方を前提とした内容に見直されておりますよね。このように、この部分、特にこのコーディネーターの果たす役割は重要かと思います。今回、来年度から中新田中学校にも配置されるということで、合計4人ですね。この4人が、新年度に向かって確保されたのかどうかお尋ねをいたします。そしてまた、今年度宮崎中学校、小野田中学校に配置されているわけですが、効果についての評価をどう考えるかお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、人員に関してでございますけれども、計画では4人で行ってまいりました。今現在、小野田中学校、宮崎中学校の統合関係で1人、あとは中新田高校の魅力化ということで1人、今現在2人でございます。あとの2人については、中新田中学校と、あとICTの関係、この2人に関してはまだ現在配置されていない状況でございます。理由としましては、まず委託先の業者のほうで面接、年間5,000人ぐらいやっているそうです。やはり、それなりの人材を探しておりますので、なかなかちょっと3人目、4人目が来ていない状況で、もう少しシティよっと時間がかかるということで、来年度早々にということでお願いをしております。その分委託料に関しては、2人分は減額というところで今進めているところでございます。

あと、まず成果でございますけれども、まずもって今学校とのつながり、宮崎中学校、小野田中学校の統合の関係で、いろいろ学校の心得とか、学校の統合に関して尽力をしていただいているところでございます。まだまだちょっと、地域とのつながりがもうちょっとできないと

ころでございますけれども、今現在、加美町振興公社とか、そこら辺でちょっと、地域とのつながりを今頑張っているところでございますので、そこら辺はもう少し時間をいただきたいなと思ってございます。

高校に関しても、学校とのつながりがやはり一番重要でございます、先生とのつながりが、この頃やっとワーキンググループとか、先生方とお話をできる機会も設けて、今やっとながりを持って、先生方と一緒にできる体制を今整えたというところでございますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） このコーディネーターの配置の大きな目的は、教員の負担軽減にあるかと思ひます。だからといって、普通のこの協力隊とまた違っておりまして、専門的な知見や教育コンサル、こういった兼ね備えた人材を確保するというのはなかなか難しいかと思ひます。何とか新年度にスムーズにスタートできるように、最大の努力をされていただきたいと思ひます。

次に、コミュニティスクールの関係でございます。校長が必要に応じて意見を聞くこれまでの学校評議員制度とは大きく異なる制度なのかなと思っております。協議会の委員は、校長や教育委員会に、学校運営や教職員の任用に関する意見を述べるということになっております。したがって、それなりの識見を持っている方でないとうまく機能しないのではないかなと思っております。人選につきましては滞りなく進められているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長でございます。

今、小野田中、宮崎中のほうで準備委員会を設定して人選に努めているところです。私がおの委員に求めるところは、やっぱり当事者意識をしっかりとって、学校をよりよくしていこうというふうな強い気持ちを持った方にぜひお願いしたいなというふうなところで、そういうふうな観点から、教育委員会でも推薦された方を任命していきたいというふうな考えております。とにかく、地域とともにある学校というコンセプトの下のコミュニティスクールですので、地域の方々からいろいろ力、知恵をいただきながら学校運営に取り組んでいければというふうな思っております。

一応、3月中には推薦を受けて、4月初めに委員会のほうで任命する予定になっております。その予定で進むものと今は考えております。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いろんな課題を学校という一つの組織で解決できないわけで、そういった意味でこのコミュニティスクールがあるんだろうと思います。学校教育を中心に、家庭教育、社会教育、この三つの教育の役割とこの連帯、そういったものを明確にしておいて、さらにそれぞれの立場を尊重し合い、そういったものでないと、学校への介入が過度になってしまって、本来の機能が発揮できなくなるといった心配もあるわけですが、この体制づくりについてお考えをお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

やっぱり人選に関しては、積極的に発言できる方ということで、多分人選はなると思います。ただ、あくまでも教育委員会委員のほうで委嘱ということになりますので、教育委員会がしっかり介入しまして、調整しながら学校とやっていきたいと思っておりますので、そこら辺は教育委員会も一緒に歩んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） しっかりと腰を据えて、粘り強く取り組んでいただきたいと思っております。

次に、いじめ問題であります。問題行動の事前防止と早期発見が基本になってくると思っております。しかし、このいじめについては、いじめでなくてふざけていたとか、仕返しが怖くて相談ができないとか、あるいはこのパソコンやスマートフォンを使ったネットいじめ、こういったものも多発しているようです。また、一番この恐ろしいのは、いじめている本人がいじめていたとは思わなかったと、こういったように表面化しない部分が数多くあるのではないかと考えております。

そこで、このいじめに気づくきっかけとして、自分や同級生がいじめられていたかどうか質問する無記名のアンケート調査が有効だと言われておりますが、このアンケート調査などはやられているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

学校を通じてアンケート調査についてはやっておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、例えば今子どもたちにタブレットを貸してありますね。この貸与タブレットを通して本音を聞く方法もあるかと思っております。ヤングケアラーのこのアプロー

ちだったり、個人的な対応だったり、この辺タブレットを使ってのいじめのきっかけを見抜く、そういったことも検討の余地があるかと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長です。

今、善一議員から大変参考になるご意見をいただきました。今後も、早期発見のためにいろいろ工夫していきたいなというふうに思っております。

それで、私がちょっと考えているところですが、やっぱりいじめの対応について、余りこう大人も介入し過ぎるのもちょっと問題なのかなと思っております、特に低学年の時点でいじめが起きたときに、やっぱり自分から解決する、あるいはみんなで力を合わせて解決するような力も育てていかなくちゃならないのかと、いわゆるいじめ解決能力というのかですね。併せて、いじめがなくなるような指導というふうなところを育てていければいいのかなと。そのためにも早期発見して、自分で解決できる問題なのか、あるいは先生の力を借りなくちゃならないのか、あるいは親の力も借りる、その辺の判断が自分でできて、それを伝えられるような、説明できるような力も一緒に育てていければいいのかなというふうに考えているところで。貴重なご意見どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 調査の段階で、いじめがあったのではないかなということで初期調査に入るわけですが、そのとき聞き取り調査をしたり、教員同士で話し合っ解決に向けて努力されると思いますが、学校によって背景調査の質に差が出てきているといった意見もあるわけですが、いじめの調査方法、あるいはその再発防止の一律に沿ったこのマニュアルというものがあるものかどうか、お伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

アンケート調査する際に、一応統一的なマニュアルがございますので、取りあえずそのとおりちょっと学校のほうでやっていただくことになっております。ただ、考え方とかこうあれでちょっと差がある場合もありますけれども、ただ教育委員会としては統一したマニュアルがあって、それを学校のほうでお願いしている状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いじめの重大事態の調査を行うために調査委員会を設置するということですが、定義といたしまして、いじめによる相当期間、30日以上の不登校や生命、財産、

心身の重大な被害が生じた疑いがあると、こういった場合に設置、発令されるんだろうと思いますが、当然これもいじめ対策推進法で規定される部分でありますけれども、学校や関係機関による初期調査をしっかりと行った上でないと、これは重大かどうか分からないわけです。そこで、重大事態ということ判断されるのは教育委員会なのか、協議会なのか、確認をいたしておきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

学校から申し出た際に、教育委員会と学校とで協議いたしまして、それが重大か重大じゃないかという判断を教育委員会のほうでさせていただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いずれにしても、不登校が増加傾向にあるということでございます。今回のこの改正社会福祉法では、厚生労働省から相談窓口の明確化と周知を今年度中に実施するようという通知が来ているかと思えます。学校にどうしても行きたくないという、こういった子どもを無理やり学校に戻すのではなくて、子どもが育つ場は学校だけではないという、そういったことを、重要性を認めたのが教育機会確保法で成立されていたとおりでと思えます。

そこで、その子に合った居場所や学び場を見つけてやるのも重要かと思えますが、現在転校したり、あるいはケアハウス、フリースクール等に、学校以外の場所に通っている児童生徒の実態、そしてこの学校復帰に対する教育委員会としての見解についてお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今現在、加美町にはケアハウスがございます。ケアハウスに現在通所しているのは14名でございます。あと、そのほかフリースクール、こちらで確認しているのは高清水と、あと仙台のほうのフリースクール、3名ほど通っている実態がございます。

まず、ケアハウスの考え方として、まず今善一議員言ったように、学校に復帰させるだけではなくて、やっぱり社会的に自立できるような子どもたちをつくろうということで、まず居場所づくりの一つとしてはケアハウスがあるということで行っている状況でございます。中には復帰もしておりますので、そこら辺は強制的に促しているわけではございません。あと、転校したお子さんも1人ほどおりますけれども、それもいじめがきっかけになったわけではございません、いろいろな環境問題があつてのことでございますので、加美町にしては重大ないじめとか、そういうところでケアハウスに不登校になったということではなくて、いろいろな環

境の面で不登校になっているというのが実態でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） いずれにいたしましても、大人も周りの同級生もいじめを見ぬふりをしないで真実を言うことができる、そういった環境づくりが大切だと思います。このことにつきましても、教育長が先ほど申したとおりかと思えます。

それでは、2問目の一般質問に入りたいと思います。

道路は、豊かな生活を支える最も基本的な社会資本であります。町長は、令和2年度から毎年度、施政方針の中で、宮崎地区の発展には袋小路解消が必要であるとし、国や県に働きかけると述べておりますが、これまでどんな働きかけを行い、現在においてその進展はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、佐藤善一議員の宮崎地区の袋小路解消について回答を申し上げます。

なかなか思うような進展がなく、私も本当に心苦しく思っておりますが、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

それでは、もう少し具体的にご説明をさせていただきますが、宮崎地区の袋小路解消における国や県への働きかけにつきましては、県境を越えての地域間交流を深めるため、旧宮崎町において結成した大崎市・加美・最上町道路改良促進期成同盟会で、宮城県北部土木事務所に対し、一般県道最上小野田線並びに一般県道鳴子小野田線の整備促進に関する要望を行ってきているところです。また、大崎市鳴子にあります、岩堂沢ダムから国道347号門沢地区までの区間にある狭隘分について、ダムツーリズムの推進、主要道路である国道47号との連結、並びにダムに翻弄された寒風沢地区と漆沢地区を結び、鳴子ダム、岩堂沢ダム、二ツ石ダム、鳴瀬川、漆沢ダムをつなぐ道路整備として、国土交通省東北地方整備局及び鳴瀬川総合開発工事事務所、宮城県に対し要望を行ってきているところです。

国土交通省東北地方整備局及び鳴瀬川総合開発工事事務所に対しましては、鳴瀬川ダム建設及び漆沢ダム建設に伴う観光資源、地域振興に関する要望として、加美町議会と連名で要望活動を行っております。宮城県に対しましては、町村会を通じて、毎年度施策に関する要望を行っております。また、土木部長と面談する際に、実施に向けた検討を度々お願いしているところであります。

進展はあるかというご質問でありますけれども、先ほど述べました道路のうち、一般県道鳴子小野田線について、令和3年3月に宮城県の土木部におきまして策定した土木建築行政推進計画、いわゆるアクションプランで、令和7年度以降の道路改良・改築として、宮崎・北川内地区、延長8.0キロメートルの道路拡幅が計画されております。町としましては、この計画が立ち消えとならないよう、引き続き実施に向けた働きかけを行ってまいります。

そのほかのルートに関しては、宮城県からは、これから予定する鳴瀬川ダム建設に伴う付け替え道路347号の負担事業や、策定しているアクションプランの実施などを理由に、また国においても実施に向けた回答というものがいまだに来てはおらないということであります。ですから、このルートに関しましては一層の働きかけが必要だというふうに思っております。引き続き要望活動等を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 道路改良促進期成同盟会で長年要望しておった県道鳴子小野田線、つまり宮崎、北川内を通過して鳴子、川渡に抜ける道路ですよね。これが県の土木行政推進計画に載ったということは、実現されるかどうかまだ分からないわけですが、まずもって大きな成果があったのかなと思っております。それに加え、今町長がおっしゃったダムツーリズム、インフラツーリズムですね。この路線は、元田代キャンプ場から岩堂沢を通過してこの中山平温泉に抜ける約4キロです、この改良がどうしても必要なわけです。この路線上には、町長おっしゃったように五つのダムがあります、形式の違ったダムですね。アーチ式コンクリートダムの鳴子ダム、重力コンクリートダムの岩堂沢ダム、そしてロックフィルダム、二ツ石ダムと漆沢ダム、さらにこれから建設される鳴瀬川ダムは、一番新しいダム形式である台形CSGダムとされておりまして、このように、一つの路線でこれだけのものが見られるというのは、そうないと思います。したがって、この観光や研修ルートで期待がされると思っております。

今後、鳴瀬川ダムに水力発電が設置されます。また、風力発電の計画もあります。葉菜の太陽光、そして水力、風力といった再生可能エネルギーとしての教材としても活用され、地域間の交流に弾みがつくものと思っております。ぜひ、この4キロの改良工事に全力を傾注していただきたいと思いますが、再度お考えをお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今お話を聞いておまして、まさにそういった視点が大事なんだろうと改めて思いました。私のほうからも、ダムツーリズムというお話をさせていただきましたけれ

ども、このダムツーリズムに加えて、まさに再生可能エネルギー、環境教育のツーリズム、こういったことを抱き合わせることによって、より魅力的なルートになるんだろうというふうに思っています。また、鳴子には地熱発電もございますので、そうしますと地熱、水力、風力、太陽光、全ての再生可能エネルギーについて学ぶことができる、ダムについて学ぶことができる、そういったルートになっていくのだろうということを、改めて今議員のお考えを聞いて思ったところでございます。

クリアしなきゃならない点はかなりありますけれども、私もぜひ国、県等に働きかけをしまして実現できるように、さらに力を入れてまいりたいというふうに思っております。ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） また、この路線上、二ツ石ダムを通過して国道347号に至るこの町道小台・門沢線でありますけれども、この路線改良につきましては区長会宮崎支部、あるいは旭コミュニティ協議会からも要望書が提出されている部分であります。この必要性につきましても、私も沼田議員も一般質問で取り上げているところでありますけれども、前回の答弁を見ますと、国道347号からの交通量の推移を見極めながら進めるといった答弁、そしてその当時の建設課長は、鳴瀬川ダムに関わる347号の付け替え道路が着工されるので、その際検討しながら道路の整備を考えていきたいといった答弁がありました。このことにつきましては、町長から答弁あったわけですが、新たなこの情報や動きといったものは、やはりないものですかね。今後の働き方も併せてお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

町道門沢・小台線と三ヶ内・門沢線は、2路線が旭・寒風沢線から国道347号までつながっている道路になります。こちらのほうは、過去に地域コミュニティのほうから要望いただいたということもあって、平成28年に一度ちょっと概略設計をしておりました。今が、令和元年から2年にかけて林業の整備事業で5メートルの幅員の道路になっているということで、そこをさらに拡幅となりますと走りやすい道路になってくるものですから、ある程度道路構造令にのっとった設計をしていかなきゃならないということがございまして、それでちょっと一度試算をしたんですけれども、その際に盛土量がちょっと5万6,000立米ほどになったりとか、あと切土も2万1,000立米ほど必要になったりと、あとその他補償費とか用地費とか大体見込みますと、ちょっと事業規模が20億円を超える規模になってきますので、今の時点でハードルが、

町として事業を行うにはちょっとハードルが高い事業になってきていましたので、こちらのほうも、先ほど町長が説明しておりましたダムツーリズムの推進ということで、岩堂沢ダムから国道347号門沢地区までの道路整備ということで、国や県に併せて働きかけを行っているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 私も、この厳しい財政の中で、何かいい方法はないものかなといろいろ調べてみたのでありますけれども、国交省の社会資本整備利活用を通じた観光振興として、社会資本整備総合交付金なるものがあるようです。その中の広域周遊促進事業、こういったものの活用を図るべきかなと思っております。つまり、国道47号と347号を結ぶこの横軸ですね、大崎市と加美町、これはまさしく広域周遊促進事業に当てはまるのではないかなと思っております。何とか一步を踏み出して、実効性を持つ計画にさせていただきたいと思いますが、町長の前向きな答弁を聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ただいまお話のあった交付金、社総交と我々言うておりますけれども社総交のメニューにもあるということでもありますから、そういったことも調べて、やはり財源を確保しないことには、なかなか町単独で踏み出すということは厳しい面がありますので、引き続き国、県へも働きかけをしながら、町としてもどのような形で財源を確保し実施できるか、努力してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 宮崎地区の袋小路の解消に向けて、整備を着実に推進されるようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時まで。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告10番、2番佐々木弘毅君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 佐々木弘毅君 登壇〕

○2番（佐々木弘毅君） おはようございます。

一般質問の最後、トリということで非常に緊張もしております。10番目ということで少しテンパっていますが、ご容赦いただきたいと思います。

今日もお天気がよくて、山をずっと見ていますと少しかすみがかかっているように、とてもいい天気だな、でも半分は花粉症の花粉が飛んでいるという情報でした。花粉アレルギー、もう一つ私にはアレルギーがありまして、それはITアレルギー、DX、今日お話をするデジタルトランスフォーメーションというものに対するアレルギーがございまして、自分の勉強も含めて、今回町民の方々もまだ多くの方々、この辺理解もしていらっしやらないということで、まず第1段目の質問に入っていきたいと思います。

2021年9月に、当時の菅政権の目玉施策ということでデジタル庁が発足しました。それ以来、各自治体のほうでその作業が進んでいるのですが、今日は私たちの町の中でのデジタル化、DX、デジタルトランスフォーメーションがいかに関活用されているのか、その辺をちょっと確認の意味で質問をいたします。

1つ目、私たちの町のこれまでの取組と今後の予定を伺います。

2つ目、小中学校でのデジタル教育、GIGAスクールが3年目に入っていますが、その状況、成果、そして課題は何なのかということを知りたいと思います。

そして、3つ目には、具体的にデジタル技術を医療や高齢者福祉（介護予防）、災害時の対応に活用はしていけないものだろうかというところを、まず町側にお聞きをしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 人それぞれ、様々なアレルギーがあると思います。私も実は花粉アレルギーがありますが、このデジタルトランスフォーメーション、何度も何度もこう学ぶこと、聞くことによって免疫力が高まっていくのではないかと、そこまでは少し時間がかかるんだろうというふうに思っております。できるだけ分かりやすくお話をしたいと思っております。

まず、1点目の我が町のこれまでの取組と今後の予定を問うというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政サービスにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組についてご説明いたします。一つとしまして、税金、保険、育児など17業務のシステムについて標準化・共通化を進めまして、業務の効率化、自動化に取り組むことなどが挙げられておりまして、加美町においてはそのうち15業務を富谷市、村田町と共同で運用し、効率化を図っております。いわゆるクラウドというものがありますので、それを活用して効率化を図っております。また、

その共同利用によりまして、税金のコンビニ収納も実現しております。

次に、住民からの申請件数が多い行政手続につきましては、優先的にオンライン化が進められております。住民票については、既に全国どこの自治体からでも取得が可能となっております。転出する場合の手続として、従来は転出する自治体、転入する自治体の両方に出向いて手続を行わなければなりませんでしたが、令和5年の2月6日、今年の2月6日からは、マイナンバーカードを取得した方であれば、マイナポータルサイトから転出届を提出することによって、転出時に転入先の自治体へ来庁するだけで手続ができるようになっております。

3点目としまして、これも片仮名で大変恐縮ですけれども、ロボティック・プロセス・オートメーション、RPAというふうに言っておりますけれども、ロボティック・プロセス・オートメーションの取組でございますが、人間の手作業を自動化する技術を、加美町では税、福祉分野で既に導入をしております。専用の端末を作動させることによって自動的にデータの入力、登録作業を完了させることができるようになっております。また、AIを構築する技術を用いて、音声の文字起こしシステムを構築し、現在議会事務局等で稼働をしております。そのことにより、業務の効率化及び省力化が図られております。

4点目に、行政手続のオンライン化が進みますと、個人情報や機密情報の流出などが懸念されますので、このセキュリティー性を高めるということも行っております。

次に、費用をかけずにDXを推進するため、職員が独自にシステムを構築し、業務の効率化を図っております。例といたしまして、職員間で情報伝達のために使用するグループやシステム、イントラネットを通じてウェブ会議を開催することができるウェブ会議システム、議会中継などを閲覧するためのライブ配信システムなどを導入しております。現在は、消防団管理システムの構築を進めているところであります。

次に、地域活性化のためのDXの取組といたしまして、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくと、このDXによって人々の生活を豊かにしていくというこのDXの概念に基づきまして、3月13日にIT関連企業など3社と加美町、加美商工会、中新田高校の6者で、DX推進による地域産業の活性化に向けた包括連携協定を締結いたしました。この協定に基づきまして、町では町内にいながらコンテンツ制作やITスキルなどの最先端デジタル技術が学べる加美・クリエイティブ・アカデミー、KCAとっておりますけれども、加美・クリエイティブ・アカデミーを立ち上げました。二つのコースがありますけれども、一つのコースのDXコースでは、町内の飲食店3店舗のホームページを、高校生たちがプロから技術を習得し製作をいたしました。また、もう一つのクリエイティブコースでは、中新田高校の校歌を

ポップス調にアレンジいたしまして、そして学生が考案したキャラクターをプロがブラッシュアップをし、そしてそのミュージックビデオを製作して全国に発信しているという事業も、この一環として行ったところでございます。これらの取組は、産学官が連携して地域課題の解決に取り組む事例として、マスコミなどにも注目を浴びている事業でございます。

また、加美町DX推進プラットフォームというものもございます。これも片仮名が多いのでありますけれども、これを設立いたしまして、デジタル技術や副業・兼業人材活用した事業所内改革や社会課題の解決に取り組む事業者のマッチング支援もしております。地元の企業、様々な課題を抱えておりますが、なかなかこのDX人材がいないという悩みを抱えておりますので、このDX人材を活用して、地元の企業さんが抱えている課題、あるいは社会課題、こういったことを解決するためにマッチングをしていくという仕組み、これが加美町DX推進プラットフォームというものでございます。

今後も、多様な人材、知、産業の集積を促し、新たな産業の創出、若者が働きたくなる場所や環境の整備、クリエイティブな人材の育成、教育力の向上を通して、地域課題の解決と経済活性化に向け、デジタル技術を活用した取組を進めてまいりたいと考えております。

今後の予定ということでありますけれども、加美町においてもデジタル庁が進めるマイナンバーカードを活用した転入・転出ワンストップサービスや、婚姻届や死亡届などの電子署名、在留カードとの一体化に対応できるよう、窓口業務のDXを推進し、住民の利便性向上や事務の効率化に努める必要があると認識をしております。さらに、医療・介護・防災の分野など官民連携した住民サービスが行える環境整備を、国の交付金、デジタル田園都市国家構想交付金などを活用して、関係各課と連携をしながら推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の小中学校でのデジタル教育については、教育長のほうから答弁をいたします。

そこを飛ばして、3点目のデジタル技術を医療・高齢者福祉、災害時対策に活用すべきではないかというふうなご質問にお答えをさせていただきます。

国の医療DX推進本部において、医療報酬等の改定に伴う自治体や現場の事務負担などをデジタル化で減らし、運営コストの圧縮や人材の有効活用につなげ、診療報酬や介護報酬の改定についてDXを導入する方針を打ち出しております。保健福祉分野においては、これまでもコロナワクチン接種予約システムを取り入れるなど、できるところからDXに取り組んでまいりました。また、基礎疾患がある方の接種券発行申請につきましては、みやぎ電子申請サービス経由で予約が可能となっております。

今後、国ではマイナンバーカード1枚で医療・介護・福祉サービスが受けられる環境づくりを検討しております。医療・介護・福祉を取り巻く環境は大きく変化していくものと考えております。引き続き、町としましては先行する自治体の事例などを調査研究し、導入について検討してまいりたいと考えております。

また、災害時対応へのデジタル技術活用に関しましては、国は、大規模災害発生時に自治体等の人的資源には限界があり、的確な対応のために業務の標準化が重要であると考えております。そのため、AI、SNS、衛星画像などの先進技術の研究開発や、各種制度手続のデジタル化が検討されております。

一方、自治体においてはデジタル化が進んでいないことも事実であります。理由としまして、地域規模の違いにより標準化が難しいこと、デジタル技術の導入には初期費用に加え、その後の維持管理費が新たな財政負担になることなどが考えられます。

今後、加美町におきましても、災害時の防災対策のデジタル化に向けて国、県の動向、補助事業等を調査しながら、町民が利用しやすい防災情報のデジタル化を検討してまいりたいと思います。加えて、ドローンを活用した災害対策も検討してまいりたいと思っております。せっかくドローンの企業さんが加美町に立地しまして、様々な実証事業を行うことにしておりますので、農業のみならずこういった災害に活用できるような実証事業、こういったことも進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） では、私のほうから、2つ目の小中学校でのデジタル教育、GIGAスクールの状況、成果、課題についてお答えさせていただきます。

本町では、国の方針に基づき、令和3年3月までに町立の小中学校の各教室のWi-Fi環境及び児童生徒に1人1台端末を整備し、児童生徒向けの活用ルールや教職員の指導力向上のための研修会を設定し、各校の活用促進を図ってまいりました。今年度は、授業でのタブレットの活用については、どの学校においても道徳も含めた各教科に活用の幅が広がり、タブレットの効果的な活用による授業改善が進んでおるところであります。また、リモートで家庭と教室をつなぎ、教室や学校に入れない児童生徒が授業や行事に参加したり、他人とコミュニケーションを図ったりする取組も進んでまいりました。

これまでの成果といたしましては、導入当初から児童生徒のタブレットを活用した学習に対

する意欲は高い状況を維持しております。現在では、児童生徒の活用技術の高まりが見られ、学習者主体の授業づくりに向けた授業改善にも取り組み始めているところでございます。

一方、課題といたしましては、メディアの活用が進むほど危惧される状況として、メディア依存や健康への影響などの子どもへの弊害、さらにはセキュリティーの問題等が挙げられます。今後、課題について対応策を考えながら、新しい学びの導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） るるご説明ありがとうございました。

DXといっても、それぞれ使い道、使う方法によって様々な活用ができるということが、今のお話の中で確認できました。

どうでしょう、突然ですが、唐突に総務課長さん、総務課長さんが入所され、お勤めになられて、それから2021年にデジタル庁が発足をして、各自治体に一斉に計画を練りなさいということで、この町にも当然来たわけですが、それから2年、どういうふうに変ったかな、感じで結構ですから、どういうふうなところが、いや非常に便利になったとか、かえって忙しくなったとか、その辺ちょっと感想だけ聞かせてください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

私が役場に入ったのが昭和59年でございまして、当時は全てがアナログといたしますか、伝票一つも手書きで伝票を起こしたりとか、全てがアナログといたしますか手書きでございましたので、それはそれなりに大変な思いといたしますか、そういったものを経験してまいりました。まず、私たちの仕事の中で一番最初に電算化といたしますかデジタルが入ってきたのは会計処理の部分で、会計システムが導入されまして、今まで手書きで起こしていた伝票が、全てその入力、パソコン、システムに入力をしてするというようなことに、徐々にデジタル化というのが進んでまいりました。そこで、確かに簡素化されて効率化された部分もございまして、中にはそのシステムに職員のほうが合わせるという部分も出てきておりまして、そういったところで、効率化とそのシステムに職員側が順応していくといたしますか、そういったところがあったのかなと思っております。

近年では、様々な場面でデジタルが導入されて、効率化はされているんですけども、それ以上に業務が複雑になってきておりまして、なかなか業務的には減らないなというふうに思っ

てございます。今のデジタル化を推進するに当たりまして、そういった部分を、複雑化している業務の内容をデジタルを活用してもう少し効率化して、なおかつ住民サービスも充実できるようにすればいいのかなというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 唐突な質問、どうもお答えいただきありがとうございます。

おかしいもので、今のお話を聞いていて、効率化を図るとかそういうことを前提に進められているこのこういった取組が、何かかえって業務がそんなにも忙しく、そんなに仕事が軽くなったとかという話ではないようですね。いずれにつけても、これは人が管理をする、人が情報を管理するというだけでは忘れずにやっていただければなというふうに思います。

私たちの町でどうでしょう、こういったそのDXに関する推進計画書みたいなものというのはつくってはいるんでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です、よろしく申し上げます。

デジタル庁ができて、国のほうでデジタル社会の実現に向けてということで、自治体のほうにDXを進めるに当たって、DXの方針をつくりなさいよということで言われておりまして、令和5年の3月まで、町のほうでは宮城県の指導の下にDXの加美町の方針書のほうをつくっているところでございます。もう少しでできるんですが、その中で、方針書の次に町の取組としては、次に自治体のDX推進計画というのを令和7年まで、2025年までを目標に、国の標準化したシステムに移行ということで取り組みなさいよということを推奨されておりますので、それを次に取り組むというようなこととなりますけれども、報道でありますとおり、これを進めるにつきましては、町長の、知事であったりとかそういうトップが主導でこれを進めていかないと、なかなか進まないということもありますし、職員は取り組んでいる職員もおりますけれども、全体的にデジタル人材という部分としては非常に希薄な状況になっておりますので、それらを抜本的に見直す取組が、この自治体のDX推進計画ということになると思うんですが、それらを令和5年から新たな係が推進していくというような体制で、加美町のほうは推進していくというような流れになっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

まず、このDXという、この認知度がまだまだ庁舎内でも、また町内でも広がっては、常には使っているんでしょうけれども、広がってはいないのかな、考え方が広がっていないのかな

と、今お聞きしました。幸い、我が町の町長は、頭の中はDXで、それこそデラックスのDXということでもありますから、どんどん進むだろうなというふうに思っています。例えば、その庁舎の中で、どれだけそのDXに関しての認知度、理解に関して、これは調査か何かしたことはあるんですか、アンケートなり何かで。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

調査につきましては、特に職員には取ってございません。町のほうの、今システム係というところで、町の屋台骨で、各基幹系とか情報系とかそういった町でシステムについては一括して管理していると。あと、ICT化の学校、学校のタブレットを使ったものについては教育総務課のほうで管理をしているという、その二つがデジタル化のその係として今業務に当たっているというような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 以前にちょっと新聞か何かで見た記事で、帝国データバンクといいまして、いろんな情報を集めているそのバンクのほうからの発表といたしますかデータで、全国の2万3,000件ぐらいの大企業と言われる、中小企業に近いところも入れてでしょうけれども、そのDXに関する意識調査というのをしました。その中で、本当に理解をして進めていますと答えたのが、2万2,000の中でたしか15~16%、20%にも満たなかったというふうなことの結果でした。これは、DXをするにはお金もかかるし、そして一番大事なのは、それを動かす人がいるか、その知識を持った人がいるか。先ほど町長の答弁で、庁舎の中でシステムをつくった職員がいらっしゃる。これはすごいことですよ。こういった職員を大切にしていきたいのですが、例えばこの町長、このDX、庁舎内のIT化も含めて進めるということに着眼をすると、その担当の課、課は難しいかもしれないけれども、担当の部署の担当課の担当する人間を配置する予定というのはあるんですか、お聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 新年度から、新たに担当する係を新設することにしております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 全て司令塔といたしますか、こまが回るのも、中心の軸が回らないと回らない。人がたくさんいても回らない、中心が定まらなると回らないということでもありますから、ぜひいい人材を置いていただければ、ますます進むのかなと、行政システム。

それで、このマイナンバーカードについてですが、私もせんだって、サービスが切れてしまった後だったんですが、うちの奥さんと2人で登録をしてきました。このマイナンバーカードの登録の状況をちょっとお聞かせください。そして、庁舎の職員の状況も含めてお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

マイナンバーカードの2月末現在の加美町の申請についてですが、人口が2万1,725人です、うち申請者が1万5,876名いらっしゃいました。申請率については73%になっております。一方、職員の申請についてですが、職員の申請については96%の職員の皆さんが申請していただいております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 職員の96%というのは大きいですね。町民の方のその73%というのは、ほかの市町村と比べていかがなものか、ちょっと教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 全国平均が72%になっておりますので、全国平均よりややアップしているという状況です。県内の自治体に関しても、国の方針によりまして、かなり申請が12月期より多くなっております。どこの自治体においても、テレビで報道されているとおり6時間待ちであるとか3時間待ちであるとか、多くの時間を申請のために待つていただくような状況になっておりましたが、県内どの自治体においても大体70%前後について申請が終わっているようです。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 町民課の皆さんたちの努力で、こういったマイナンバーカードの比率が高くなっているというふうに解釈しています。私も行ったときに、非常にこの町民課の皆さんの対応が、見ていると町民に対しての対応がとてもよろしくて、ああ、ほほ笑ましいなど、デジタル化はされても、やはり窓口にあってはこういうふうにあってほしいなというふうに感じ取ってきました。

そこで、庁舎の中で使われるそのデジタル化というのは、ITから始まって、民間で今から質問するDXとはまたちょっと違った意味での情報管理だと思うんです。今回の町長の施政方針を何回も読みました。最初のほうに書いてある地方創生事業に相当今回は力を入れて進めようとしている意気込みが感じられました。その分、片仮名文字が非常に多くて、用語解説書ま

で今回はつけていただいて、用語解説書と合わせながらよく見ようとしたわけですが、ちょっと理解も難しいところがあります。その辺ちょっと教えていただくために質問します。

地方創生事業の取組の中で、DX推進プラットフォーム、町内の企業が12社、町外企業10社とありますが、もし差し支えがなければどういった企業が、どういった会社が、私たちの町の中の会社がこういったプラットフォームに手を挙げているのかお教えてください。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまお話のございましたプラットフォームに加入しております事業者さん、町内12の事業者さんの内訳といたしましては、個人事業主さんもいらっしゃいますし、誘致企業さん、あるいはその誘致企業さんの中でも製造業、あるいは職員関係、そういった幅広い事業者もおりますし、幅広い方々が参画をしていただいて成り立っております。建設事業所さん、そういったところも加入していただいたりして運営をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 何となく、明確にはないですが、ああそうなのかなというふうに、どだい私も、前にクラウドなんていうふうな話聞いて、クラウドって何なの、雲みたいなものですと、漠然とした中にいろんな情報が錯綜している、そういったものを巧みに操る知識を持ってやったり取ったりする、そういったことのできる専門の人たちが今、この加美町に、プラットフォームに入ってきている。例えば、そういうふうに入ってくる人たちは、今リモートでもテレワークでも何でも、ここにいなくてもできるわけですよ。そうすると、加美町でなければ駄目だということでもない。加美町に意識を持って、加美町でお仕事をやっていただくにつけても、加美町でなければ駄目ということではないんですよ。そうしたときに、ビーハイブというふうに町長もおっしゃっているから、蜂はいずれ蜂の巣を置いて出るんですよ。そうしたときに、長期間いてもらえるためには、やはりその蜂の巣の中にきちっとしたその司令塔、女王蜂みたいな司令塔をしてくれる役割を持った理念を持った、加美町のその地方創生ということに思いを持ってくれる、中心になってくれる司令塔がないと、皆さんもう自分なりの動きをしてしまうのではないかなというふうな、ちょっと心配もしているんですが、その辺中心的に動いてくださる方というのはどなたになるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、このクリエイティブな人材といいますのは、余り縛られることを好まないと思っています。ですから、初めからここに定住するとか拠点を置くというふうな条件をつけますと、逆にそういった方々が加美町を避けるということになると思っていますので、緩やかな中で自由に飛び立ち、あるいはオンラインでお仕事をし、実際ここに来て対面でお仕事をし、そういった自由な働き方ができる、そういった人材、企業、こういったクリエイティブな方々が、町のDXを通して町民の幸せの向上や町の発展につながっていくようにということで、これはビーハイブ構想を行っております。

司令塔がいるのかどうかということでもありますけれども、現在このサテライトオフィスを加美町に、として進出してきていらっしゃる企業さん、その企業さんがこのプラットフォームに参加していただいているわけですが、株式会社あわえという、企業と加美町とをマッチングをしている会社さんがあります。そのマッチングをしているあわえさんを介して、我々様々な企業と接触をし、加美町にサテライトオフィスを設置していただいております。その後も、例えば中新田高校の加美・クリエイティブ・アカデミー、こういったこともあわえさんが全体を統括していただいて、そしてジーアングルさんとともにホームページを立ち上げたり、ホームページはT e c h . s t さんですが、ミュージックビデオをつくったりというふうな、そういったスキームになっております。ですから、がちがちのものというよりは、そういったあわえさんを中心に、企業さんたちが、どうやったら加美町にある課題を解決していけるのか、ぜひ企業さんがお持ちの課題をどうやって解決をしていけるのか、場合によっては、みらいワークスさんというところは7,000人の副業・兼業人材を抱えておりますから、こういった方々がこのプラットフォームで、プラットフォームにご相談にいらした地元の企業に対して、じゃあこのお悩みを、この課題を解決するためにはこういう人材がいますから募集をいたしましょうと、募集にかかる経費は加美町が負担しますので、例えば商品開発のための、商品開発をしたいと、その人材を活用したいということで募集をかけますと、そこに興味のある方が7,000人の中から応募してくるということ。実際、今回も一つの企業さんが、加美町の企業さんが募集をしましたところ、一気にもう十数人が応募してきたというふうなことがありました。そこの中から適切な人材選んで、そしてこの地域で活用、その企業のために、企業さんが活用していくと、その新たな商品開発をしていくと、こういった仕組みですね。そんな仕組みで、今このDXを活用して企業さんを支援していく、あるいは地域の社会課題を解決していく。そして、中新田高校さんが持っている課題、全国募集を使用するために、広く全国にPRしなくちゃならないわけですから、ミュージックビデオを通してアピールをしていくと。こ

んな課題解決に取り組んでいるというようなところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 何となく分かったような気がしますが、何となくですね。なかなか我々も顔を見ることもない、会うこともない、当然少ない機会、いずれつくって、どういった若者たちなのか、とにかくこの町を好きになってもらわないと、好きになってもらってこそはじめてそういう人たちがたくさん行き来をして、いろんな意味でこの加美町のために仕事、自分の得意な仕事を通して提供していただける。そして、好きになってもらうためには、好きになっていただけるような人を、やはり中心的に動いてくれる、そういう面倒を見てくれる人がいないと、なかなかこういうことで、今の若い人たちは、年とった人間が言うことなのかもしれないけれども、自由というのは非常に難しいところもあって、ただ言えることは、好きな人、気に入った人のためには、また気に入ったことのために一生懸命やるというふうな若者たちが多いですから、ぜひ進めてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） すみません、先ほど答弁忘れましたが、あわえさんは社員1人、ここに常駐させております。ということで、本当に加美町を好きになってくださって、加美町のまちづくりに共感してくださって、一緒に取り組んでいこうというふうな姿勢でいていただいておりますので、本当にありがたく思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。好きになっていただく若者たちが、交流で来ていただいたり、いずれもしかしたら移住をしていただいたりというふうなこともあろうかと思えます。

G I G Aスクール、ちょっとお伺いしたいと思います。G I G Aスクールが始まって3年ということで、浸透は相当して、子どもたちも堪能に使える状態だと思うんですが、今は全部持ち帰りということでもいいんですか、確認します。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

持ち帰りは全校、小学校・中学校11校やっております。ただ、毎日というのはちょっとまだ数校しかやっておりませんが、不定期でちょっと学習の面で必要な場合持ち帰るということになっております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番(佐々木弘毅君) このGIGAスクールというものを導入して、どんなものでしょう、子どもたちの成績というのは以前よりも上がっているものでしょうか、その辺のちょっと確認といたしますか、評価するのもどういう方向、方法でしたらいいのか私には分からないんですが、その辺教育長どうでしょう。

○議長(早坂忠幸君) 教育長。

○教育長(鎌田 稔君) しっかりした検証は行っておりません。ただ、とにかく授業が本当に変わってきたなど。もうタブレットを使ってほとんどの授業をやっている、検索サイトを使った調べ学習とか、あと文書作成、あるいはプレゼンテーションを子どもたちが積極的にやったり、あとデジタル教科書等をはじめ、いろんなデジタル教材もどんどん新しいものが入ってきております。

また、個別学習にもデジタル、AIドリルとかも入っておりまして、加美町では来年度AIロボット、個別学習のためにロボットが算数・数学を教えてくれるというふうなちょっと実証というか、数校に入れてやろうと。あと、来年度は小学校、ケアハウス、こども園にも入れて、どういうふうに使えるかというふうなこと、それが効果があった場合にも、再来年度に小学校にどんどん導入して、AIロボットで個別学習を行うような授業を考えております。それを、とにかくやり方次第で学習の成果にはつながってくると思いますので、これからそのやり方を、成果が上がるような授業構築を、先生方といろいろ研修会あるいは話し合いを進めながら進めていきたいなというふうに考えております。今後ちょっと分析していきたいというふうに思います。

○議長(早坂忠幸君) 佐々木弘毅君。

○2番(佐々木弘毅君) 子どもたちのほうが頭が柔軟ですから、おそらくいろんな意味でタブレットを活用して、勉強が好きになるというふうになれば、結果成績も向上する可能性もあるわけですから、進めてほしいと思います。

それから、今医療・福祉のほうにというふうなことをちょっと提案したんですが、その辺の何かお考え、もし福祉課長のほうからあれば。

○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(森田和紀君) 保健福祉課長でございます。

高齢者福祉、介護予防の分野で、または医療の分野でというところでございますが、今現在こういった高齢者の方々がDXに向けてというところでは、今ひと・しごと推進課のほうで高齢者向けのスマホ講座を開設していただいております、そういったスマホの使い方を分かる

ことによって、例えば今回導入していますコロナワクチンの予約システムも、QRコードでそのシステムのほうに入れたり、あと接種券の発行についても申請ができたというようにところで、そういった申請ができる環境づくりというのも大切だなというふうに思っております。

また、医療の現場等におきましても、事務負担の軽減につながるようなデジタル化が進むと思われまので、そういったところで全体的に運営コストですとか人材の有効活用につなげられるように、情報提供などをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

以前に、この加美郡の医療介護連携協議会という中で委員をしていたときに、飲み会の席だったんですが、イントラネットで、要するに各事業所そして病院、そういった中でイントラネット、外部には漏れないその情報の共有をして、やっぱり利用者とか患者さんの緊急なときに連絡が取り合えればいいね、確認できればいいねなんていうふうな話があったものですから、それをやっている自治体もあるんですね。その辺ちょっと研究していただいて、お金もかかることですから、利用者または町民の福祉の向上のためにということでご検討いただければというふうに思います。

地方の自治体が共通して抱える少子高齢化、生産年齢の人口の減少、そして人口減少結果、先行きの見えない中、地方創生への取組としてDXを活用し取り組んだことは、一つの大きな希望です。そういった専門の知識、アイデアを持った人たちの我が町への訪れる機会を増やし、交流が広がり、この町での人材が育成されるチャンスが広がります。未来への取組として期待したいと思います。

1項目終わって、今度2項目に入りたいと思います。

世界各地で高まる気候変動、ご承知のように毎日のようにどこかでいろんな気候災害が起きている状況がニュースから流れます。危機の中、我が国そして地域における脱炭素化への取組はますます重要になってきています。我が国でも、多くの自治体が2050年までの脱炭素化を目指し、実現に向けて様々な取組を加速させています。このことに関して、次を伺いたいと思います。

脱炭素社会の構築に向けての私たちの町の対応。

1つ、脱炭素先行地域に選定されるための要件、具体的取組は何か。

2つ目、かみでん里山公社の経営状況、脱炭素先行地域の中での果たす役割は。

3つ、今後の新たな事業展開は考えているか。

以上です。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、まず脱炭素選定要件でございますが、一つとしては2030年度までに脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること。2つ目に、地域特性に応じた温暖化対策の取組を行うこと。次に、再エネポテンシャルなどを踏まえた再エネ設備の最大限の導入。次に、脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上。たくさんありますけれども、それからもちろんのことながら計画の実現可能性、それから他の地域への展開が可能かどうかという点、そして当然計画が実行、公共自治体の実行計画の策定と、こういった8項目ほどございます。この要件を満たしまして、かつ実現性の高い計画が環境省の評価委員会において先行地域に選定されます。選定されますと、再エネ設備、基盤インフラ設備、CO₂削減を導入する際の様々こういったコストがかかるわけですが、原則3分の2、物によっては事業によっては4分の3が国から交付されます。

加美町におきましては、脱炭素先行地域の具体的な取組につきまして、令和4年9月から庁内の関係課・室の管理職で構成します加美町脱炭素化推進検討部会を設置し、これまでに3回部会を開催し検討を進めてまいりました。令和5年度は、本部会と併せまして庁舎内に新たな組織を設置し、具体的な脱炭素のロードマップとなります地球温暖化対策実行計画の策定に取り組みまして、脱炭素社会の実現のため各事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、かみでんの経営状況、そして脱炭素先行地域の中で果たす役割でございますが、ご承知のとおり、大手電力会社、かなり経営が厳しいわけでありまして。東北電力でも、2022年度の業績見通しが2,200億円の純損失と発表しております。

一方、かみでん里山公社でありますけれども、令和4年4月から大崎広域事務組合中央クリーンセンター、1市4町で皆さんが出しているごみですね、これをここで焼却をいたしまして発電をしております。その余剰電力のうち、非FIT、つまりごみの中には自然由来じゃないもの、プラスチックなるもの、これは実は5割を占めるんですね。この非FIT、ですから発電する余剰電力のうちの約半分をかみでんで買い取らせていただいております。こういったことで、固定価格電源の割合を増加させることで、安定的な経営が図られております。

かみでんの供給する電力につきましては、一部の施設、高圧の施設を除いて値上げせずに供給しておりますので、今年度町の電気料金の削減額は、東北電力と比較しまして3,000万円、これは財政にとって負担軽減に大きく貢献しているということが出来ます。また、営業利益も堅く見て3,000万円ありますので、こういったことの有効活用も図ってまいりたいというふう

に思っております。

脱炭素先行地域の中で果たす役割でありますけれども、このかみでんは町内で生まれた再生可能エネルギー電力を町内で使用するエネルギーの地産地消、そして1市4町の先ほど申し上げたようにごみから生み出された電力を地域内に供給する循環型社会の構築、そしてこの利益をまちづくりのために使うというお金の地域循環などに取り組んでおりまして、脱炭素の推進においても重要な役割を担うことになると考えております。

新年度からは、公共施設のP P A、すみません、これもなかなか難しいんですが、具体的に申しますと、中新田公民館に太陽光発電が設置されました、あれがまさにP P Aの事業なんです。今回はプロジェクトウサミさんというところでつけていただきまして、町は1銭もお金を出しておりません。15年間発電した電気は、無償で公民館に供給するという仕組みでございます。こういったP P Aの事業、これをかみでんで実施することにしております。こういったことによりまして、エネルギーの自給率の向上、そして非常時の電源確保、蓄電池も設置しておりますので、非常時の電源確保に取り組んでまいりたいと考えております。

この環境省の東北地方環境事務所からは、この地域新電力との連携、これが脱炭素につながる優良な材料になるというふうに高く評価されています。現に、現在指定されています46地域のうち、13地域は地域新電力との連携が計画の中に含まれているということでありますので、高くこれは評価していただくことになるだろうというふうに思っております。具体的な取組につきましては今後検討してまいりますけれども、かみでん里山公社の強みを生かしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今後の新たな事業展開についてでございますけれども、今後も具体的な事業の検討を進めていくこととなりますが、特に先行地域の選定に当たりまして、課題を解決する可能性が高いことなどが評価のポイントとされますので、それらの課題を整理し事業に結びつけていくことが大事であるというふうに考えております。まずは、地球温暖化対策実行計画に具体的な事業を盛り込んでいくこととなりますので、今後ともご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 時間がないので足早に、ご回答は手短にお願いしたいと思います。

それで、純利益が3,000万円も出たということで、非常に私も正直びっくりしています。2年前のあのとき、補正を組んで、相当に社長としては胸が、頭が痛んだ時期もありました。今回は3,000万円と、この使い道というのは決まってはいるんですか。もし決まっていなければ、

子育て支援とか独居老人とか、そちらのほうに振り分けていただければというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

先ほど町長のほうから3,000万円ほどということの利益があるということですが、10か月ほど経って、1か月で大体300万円ぐらいということで、年度末になりますと、まだ集計できませんけれども3,400万円程度にはなるのかなとは思っています。その利益につきましては、町についてはご存じのとおり広域の電気を固定価格で買わせていただいておりますので、構成町村に大崎市、美里町、涌谷町、色麻町に100万円ずつ400万円寄附するということと、あとは消防団の団旗、こちらのほう古くなっておりまして、こちらのほうもかみでんから寄附と。それから、B&Gのカヌーのコースのブイあるんですけれども、あれも古くなってきて、そちらのほうも更新するのに寄附をします。それから、子育て支援というふうなことのお話ありましたが、その利益のうち700万円ほどを、取りあえず社会福祉基金に積立てしまして、子育ての基金を創設することを検討しておりますけれども、そちらの基金に取りあえず積立てをします。そのほかについては内部留保ということで、かみでんの中でいろいろ倒産防止共済とか、そういった経費に充てるというような中身になっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅議員と執行部に申し上げますけれども、おおむね1時間になります。それで、質問は簡潔、答弁も簡潔に、あちらの時計で1時間5分以内でお願いします。佐々木弘毅君。5分程度で。

○2番（佐々木弘毅君） かみでんの里山公社社長、どんどんもうけてください、ここの加美町のために。

それで、この町でゼロカーボンシティの宣言は行わないのか。これを行うことによって、いろんな支援が受けられます。先行地域の選定は非常にハードルが高い。このゼロカーボンシティの宣言は、隣の大崎市でも昨年9月に行っています。その辺伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） カーボンニュートラル宣言、シティ宣言、これは考えております。また、かみでん公社を有効に使い、加美町だけじゃなくて、さっき申し上げましたように大崎全域で利益が得られるような、そんな仕組みを今後ともつくっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） じゃあ足早に。ゼロカーボンシティの宣言はぜひ行ってください。そ

うすると、いろんな支援を受けられます、これが大事です。それを基に、かみでん里山公社をもっと収益が上がるような事業、再生可能エネルギーとリンクをしながら、企業とリンクをしながらぜひ進めていただければというふうに思います。

記者会見とか、イベントの会場、そして報道関係のリリース、プレスリリースというんですか、あとはホームページにも表記すれば、これは宣言と認められるということです。ぜひ、鳴峰中学校の新しい子どもたちと例えば植樹をして、木を植えて、これはCO₂削減につながりますから、そういうイベントのときに宣言してもいいのかなというふうに考えています。非常にニュース性のある話題になると思います。

まだ本当は言いたいことがいっぱいあったんですが、特にこの再生可能エネルギーについては、今非常にこの町でも論議をされています。これはぜひ進めなければならない時代に入ってきています。好きとか嫌いの話じゃないんです、どうしても次の時代を見れば、必ずこれは進んでいかなければいけない。

忘れもしません、12年前の3月11日の東日本大震災を経験したとき、ライフラインや通信が全く遮断された生活を、当分の間余儀なくされました。安心・安全な生活にエネルギーが必須であることを学びました。スイッチを入れれば明かりが付き、スイッチを入れれば暖が取れ、蛇口をひねれば水が出るのが当たり前のように思っていました。そして、利用していた電気がいかに大切かを改めて思い知らされました。あのとき、オール電化で独り暮らしをしていたご高齢の方が何人もいらっしゃいました。安否確認に私行きました。あの暗い、その暗い部屋の中、暗くなった部屋の中で皆さんがたがた震えていました。私を見て、子どものように安心して泣きじゃくった方もいらっしゃいます。施設に移動してきてありがたかったのは、古びた反射式の石油ストーブでした。暖を取り、煮炊きもできて、笑顔が戻りました。

数か月後、私は施設の大型備蓄プロパンガスから非常用の切替えで電気をつくるシステムを導入しました。結構高額でした。非常時には、施設内で1週間電気も使え、ガスの煮炊きもできるシステムです。水道の水は、山奥の水源地に毎日足を運び、安全な水が届くように、蛇口をひねるとおいしい水が出るようにと、水道課の町の職員が安全管理に頑張ってくれています。今からの時代は、電気も地産地消、地域で再生可能エネルギー施策を取り組み、活用し、町民が非常時にもそうでないときにも安心して生活できるように、自然が与えてくれる風、太陽の光、水などを利用した再生可能エネルギー構築をしていくときであると思います。私はこの町に新電力、かみでん里山公社があつてよかったなとつくづく思っています。自然を大切にしながらも、未来の景観がつくられていくものと思います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 簡潔にお願いします。

○町長（猪股洋文君） やはり、この日本全体としてもエネルギー自給率の向上、これはもう避けて通れません。そのためには、純国産の再生可能エネルギー、これに取り組むことも必須であります。環境保全と調和の取れた形で再生可能エネルギーが進んでいくということが望ましいだろうというふうに思っています。

あと、今日は、最後になりますけれども、国際女性デーということで、傍聴の方も女性が大分多いことに感謝しております。日頃本当に女性の方々の働きに、加美町、町に対する貢献に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、2番佐々木弘毅君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 報告第1号 令和4年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、報告第1号令和4年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第1号令和4年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の令和4年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております令和4事業年度事業報告書のとおりですので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

なお、加美郡土地開発公社については、令和4年10月4日に宮城県知事に解散許可を受け、清算手続を行い、令和5年1月26日に残余財産を確定し、清算終了しておりますことを併せて報告申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号令和4年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

お諮りいたします。日程第4、議案第3号加美町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第5、議案第4号加美町個人情報保護審査会条例の制定について、以上2件は関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第3号及び日程第5、議案第4号は一括議題とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 加美町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第5 議案第4号 加美町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第4号加美町個人情報審査会条例の制定について、以上2件は関連しますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されたことにより、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されました。

これまでの個人情報の保護については、国、地方公共団体、民間事業者などがそれぞれのルール、条例等に基づき行ってきましたが、令和5年度より法の規定に基づき全国的に統一した取扱いとなるものです。つきましては、本町においても新たに法の規定に基づく運用となるため、加美町個人情報保護法施行条例を制定するものです。

併せて、加美町個人情報保護法施行条例第8条に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に重要であると認められるときは、審査会に諮問して調査、審議等の手続ができるよう、加美町個人情報保護審査会条例を制定するものです。

なお、議案第3号の条例の附則において、現在、現行の加美町個人情報保護条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ちょっと説明をお願いしたいと思います。国の考え方といいますか、統一したところまでは理解しましたが、説明資料の中の2番、施行条例の主な規定内容の（1）個人情報業務登録簿についてと、（3）の行政機関等匿名加工情報について、その後段の「市町村については、当分の間、外部提供は任意で、義務を課せられておりません。そのため、本町では、今後の導入に向けて検討していくこととします」と、この点について説明をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

（1）個人情報業務登録簿についての第3条に関する部分でございます。こちらにつきましては、第3条、議案のほうを見ていただきたいと思いますが、実施機関は個人情報を取扱う業務について、次に掲げる帳簿を備え付けなければならないということで、個人情報業務の登録を定めているということでございます。

あと、行政機関等加工情報につきましては、こちらは政令指定都市とか大きなところが対象になるというふうに聞いてございまして、市町村自治体につきましてはこれの適用にはならないというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、よく個人情報の関係で、避難のときになかなか避難されるのに大変な方とか、どういった方がそういう避難のお手伝いが必要か、そういったところは区長さんとかは情報が欲しいとか、民生委員さんには情報が行くとか、その辺の扱いについて説明いただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

避難者登録台帳の件だと思いますけれども、こちらについては随時更新をしております、今現在は登録希望者という形で、今年度データの更新を行っております、今整理をしているところでございます。整理が終わりましたら、改めて行政区長さん、あと民生委員さんのほうに配付をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。3番、柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、既存の加美町個人情報保護条例を廃止して、新たに個人情報保護法のこの施行条例を制定する議案が上程されましたけれども、町長からも提案理由の説明がありましたけれども、こういった制定に至るまでのどういった問題、あるいは背景などがあったのか、その点ちょっと総務課長、把握してましたら説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

近年、その個人情報、情報がデジタル化されたことに伴いまして、個人情報もそういったデジタル化で取り扱われる例が出てきたと。それで、マイナンバーカードなどもその一つだろうとは思いますが、そういったことで、その取扱いについて、これまで全国的にそういう個人情報データの活用というのが出てきた中で、これまでは各自治体、各団体でその条例等で運用してきたというところを、今回国の法律の規定に基づいて統一した取扱いにしますということでの条例制定ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私は、今ある条例、この加美町個人情報保護条例を見ますと、第49条から条立てしまして、手続なんか大変よく理解できますし、私はよくできている条例だと思っています。ただ、今回のこの施行条例を見ますと、手続の関係がこの本法を見ないと分からない。そうしますと、私実際実務といたしますか運用面で大変不便を来すのではないかなと思っておりますけれども、総務課長どう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

先ほど申し上げましたとおり、国の法律の規定に基づいた運用になるということございまして、一部その町が制定する条例と法律と両方確認をしないといけない部分があるのかなということございしますので、その点につきましては若干その両方を確認するということが必要になってくるということだと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。確かに、今回これは全国全ての自治体がこの内容で多分条例制定なされると思いますけれども、ちなみにこの個人情報保護条例に基づいて、町でどのくらいの開示請求があったのか、もし把握してましたら説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ここ数年、3年分のちょっと件数を申し上げます。令和元年度が申請がございませんでした。令和2年度が1件、令和3年度が申請がございませんでした。令和4年度につきましては、今現在9件の申請がございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 確かに、令和4年度9件ということですね。私振り返ってみますと、地方分権一括法がスタートして20年以上たつわけですけれども、記憶にあるのは、この介護サービス事業所の運営基準、これに至っては町の例規集を見ますと180ページぐらいあるんです。これを見ますとちんぷんかんぷんなんです。これを読み解くというのは、おそらく大変なことです、それが規定されております。今回、逆に肝腎な部分が本法に皆規定されているんです。要するに、歯の抜けたくしみたいなものです。そういったもので、私違和感を大変覚えたんです。ですから、相変わらず国の関与というのが散見されていまして、地方分権が進んでいないなど感じたところであります。感想です、答弁要りません。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。14番、佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） この条例は、来年度の改正保護法に向けた統一した制定なのかなと思うんですが、先ほど柳川さんもおっしゃっていたわけですが、この現行の条例を廃止して、何かあったときのために審査会の設置条例をつくったということですよ。これ、そうしますとこのいろんな手続関係で、柳川さんがおっしゃったように、この施行条例とダブらない点で、町で保護条例をつくる必要はないのかなと思うんですけれども、ほかの町の取組はどうなっているのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今回の加美町個人情報保護施行条例につきましては、基本的には現在あります個人情報保護条例の内容とほぼ、大まかなところ、大事なところは一緒でございます。審査会につきましても、現在の個人情報保護条例の中に審査会を規定している部分がございますが、今回国の規定に基づいた条例を新たに設置するということで、審査会を別に設けたということがございますので、この取扱いについては全国の自治体が同じような条例制定の取扱いとなっているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 新たな条例を制定しようとしている自治体もあるんじゃないですか。いろんな手続関係で、町民の権利の後退を招くということで、何かそういう考えを持っている自

治体もあるような、ちょっと聞いたことがあるんですけども。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

お配りをしております議案に関する資料の2ページの概要の図をご覧いただきたいと思いますが、資料の左側が現行、今までの各自治体、国のこの個人情報保護条例に関する部分でございますが、右側が見直し後でございますが、新個人情報保護法の規定の下で、各自治体、民間事業者等々が同じ基準で行うという取扱いになってございますので、先ほども申し上げましたが、全ての自治体でこのような条例の制定を行っているということでございますので、取扱いは全国統一ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町個人情報保護法施行条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町個人情報保護法施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号加美町個人情報保護審査会条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町個人情報保護審査会条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第5号加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、いじめの防止等に関する機関及び団体等の連携を図り、加美町いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくため、加美町いじめ問題対策連絡協議会を設置するほか、専門的な知識などを有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保した加美町いじめ問題調査委員会の設置など、その組織や運営等を定めるため本条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、学校医等の報酬をはじめ、いじめ問題対策連絡協議会等の設置に基づき、所要の改正を行うものです。

学校医の報酬につきましては、近隣市町村との均衡を図るため、同じ加美郡医師会に属しております色麻町と協議した結果、学校医、薬剤師の報酬見直し、管理校医の報酬を追加することにいたしました。

また、令和5年度からいじめ問題対策連絡協議会や学校運営協議会を設置するため、新たに報酬等の設定をするものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第7号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、本年度において新型コロナウイルス感染症や物価高騰、米価下落などの社会経済状況の悪化により、国民健康保険被保険者の税負担の軽減を図ることを目的に保険税率の引下げを実施したところでありますが、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界的なエネルギーと食料の供給不足による急激な物価高騰により、町民の生活において昨年にも増して厳しい状況が続いていることから、緊急事態と捉え、引き続き再度被保険者の負担軽減を図るため保険税率を引き下げるものです。

改正の内容は、医療費分の全世帯に係る平均割について、2万5,000円から5,000円引き下げ2万円にするものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、健康保険法施行例等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、また宮城県における標準的な取扱いが令和5年1月5日に制定されたことに伴い、加美町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、出産育児一時金の支給額を、40万8,000円から50万円に引き上げるものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 2点伺います。まず、この近隣の医療機関で、値上げがどんどん全国的に起こっているというお話も聞きます。せっかくそのお金が上がっても、医療機関のほうにほとんどいってしまうということで、捉えている範囲でいいので、この近辺の医療機関の値段と

いいですか価格、もし分かればと。

もう1点、財源についてなんですが、2月20日の閣議決定で、出産育児一時金の財源が75歳以上の後期高齢者も負担するというので、2024年、2025年度で段階的に値上がりするというか、そちらからも財源として入れるということがあるようですが、得ている範囲で結構ですので、説明をいただければお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

近隣の医療機関についての資料については、ちょっと持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

あとは、その財源の関係なんですけれども、町のほうとしましては、今40万8,000円が国保の支出となりまして、併せて出産一時金の加算額1万2,000円分が県の産科医療補償制度の分娩費用ということで、併せて以前は42万円支給させていただいたところを、今回から50万円とするものでございまして、今ご指摘いただいた内容については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございませんが後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第10、議案第9号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第11、議案第10号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第11号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3件はいずれも関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第9号から日程第12、議案第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第10 議案第9号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第10号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第11号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3件は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校・児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る省令が、令和4年11月30日、12月28日にそれぞれ公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、児童虐待の防止等を図る観点から、令和4年12月16日に施行された親権者の懲戒権に係る民法822条が削減されたことに伴う省令改正により、併せて改正をするものです。

改正の主な内容として、議案第9号では、1つ目に児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務化するもの、2つ目に自動車を運行する場合の所在の確認を義務化するもの、3つ目にインクルーシブ教育・保育を可能とするための設備、人員基準の緩和を行うもの、4つ目に懲戒権に係る規定の削除を行うもの、5つ目に感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを規定するものです。

議案第10号では、議案第9号と同じく懲戒権に係る規定の削除を行うものです。

議案第11号では、1つ目に放課後児童育成健全事業における利用者の安全確保を図るため安

全計画の策定等を義務づけるもの、2つ目に自動車を運行する場合の所在の確認を義務化するもの、3つ目に感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること、4つ目に感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを規定するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思ます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番、伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 議案第9号の家庭的保育事業というふうにあります、実際に加美町においては何人というか何件が該当する事業を実施しているのか、そういうデータがございましたらお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

こちら、加美町の該当としましては、小規模保育事業になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今回の議案第9号、10号、11号は全部共通している内容が、一部改正があったかと思うんですが、これは令和4年になってからの指示というか伝達があったことからしても、その昨今の事故とか事件に由来しているものというふうに解釈してよろしいのかどうか、確認いたします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

昨年、静岡県で園のバスによる置き去りによる痛ましい事故がございました。そういったことを受けて、国も動きまして、今回町でも条例を改正するものでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 第10号の第26条を削除すると、懲戒に係る権限の濫用禁止というところの説明をいただきたいのと、もう1点、第11号、こちらの、これ放課後児童クラブのことを言っているのかと思っているんですが、これ民間事業だけに該当するのか、町でやっている児童クラブも入るのか、それと、最近放課後等デイサービスというのも民間でやられているところがありますが、その辺の関わりをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

議案第9号の家庭的保育と第10号の特定教育保育事業の、共通して懲戒権を削除しております。こちらは、先ほど町長の説明にもございましたが、旧民法で、親権を行う者は看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという文言がございまして、こちらの条文が削除されております。子どもが非行とか親の意に背くとき、叱る、殴る、ひねる、縛る、そういったことが、この懲戒という名の下に行われてきたと。そういったことが、国でも大分前から問題視されておりました。こちらを、民法の条文が改正されたことによりまして、児童福祉法、それから町の条例、こちらのほうを改正するものでございます。

それから、議案第11号の児童クラブでございますが、こちらは町営で現在しております児童クラブと、それから小鳩さんでしておりますこぼとアフタースクール、こちらに適用ということになります。放課後デイサービスについては、適用はされないのではないかと、すみません、そのように思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） すみません。もう一度ちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほどの懲戒のところ、原文を読むと、特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、というふうに書いてあるんですが、先ほどの説明はその保護者のことかなと思ったんですが、この辺はどのように解釈してよろしいのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援市長でございます。

先ほどちょっと不足しておりました。親権者それからこういった施設長の下に、昨年これもあの事件がございましたが、そういった施設長の、懲戒という名の下にそういったしつけが、厳しいしつけが行われたということを受けまして、懲戒権、こちらのほうが改正になったと理解しております。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑。4番、味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 1点だけ、議案第9号の改正の部分の第7条の3の2を見ますと、先ほど子育て支援室長の説明でもありました送迎バスに置き去りの事案が発生して、こういったことになったということだと思うんですけれども、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、というふうになっております。加美町でその小規模保育園が対象になるということではありますが、こういった設備の改編に伴って、業者にどのぐらいの

負担が生じるものか、そういった聞き取りをしているかどうか、またそれに対しての支援というものはあるものかどうか、以上よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

昨年12月ですか、町内の町立・私立全ての園の園バスを県と子育ての担当のほうで検査をいたしました。そうしましたところ、全てがマニュアルですとかそういったものは大丈夫だったんですが、今回当初予算のほうに、こちらの園バス、保育所それからこども園のバス、それから私立の認定こども園、こちらの分を1台17万5,000円で計上させていただいております。国基準で最高17万5,000円まで補助するというので、こちらを計上しております。よろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 加美町町民体育館条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、議案第12号加美町町民体育館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号加美町町民体育館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町町民体育館のうち、小野田東部体育館を今年度末をもって廃止いたしたく、本条例の一部を改正するものです。

小野田東部体育館は、昭和38年に東小野田中学校体育館として建設され、以来中学校統合後は東部地区町民体育館として利用されてきました。その間、床を撤去した屋内運動施設に改修し、雨天時や冬季間のトレーニング施設として多くの町民やスポーツ団体が利用してまいりました。しかしながら、施設の老朽化も進んでおり、耐震基準を満たしていない施設でもありますので、今後大規模な地震等が発生した場合、建物が倒壊する危険性があります。

以上のことから、利用者の安全性を考慮し、令和5年3月末をもって本施設を廃止するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町町民体育館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町町民体育館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第13号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止についてご説明申し上げます。

本案件は、旧中新田公民館の老朽化に伴い、中新田公民館の整備に関する事項について調査及び審議するため本条例を制定し、加美町中新田公民館整備検討委員会を平成29年9月に設置いたしました。以後、新中新田公民館の整備について慎重に審議をしていただき、建物は昨年4月に完成し、5月から供用を開始しております。

また、今年度は旧中新田公民館とあゆの里物産館の解体工事を行い、現在は跡地に駐車場整備工事を3月末の完成に向けて進めている状況です。

以上のことから、中新田公民館整備事業の全てが完了する見込みとなり、当初の目的が達成されるため、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町中新田公民館整備検討委員会設置条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の廃止について
○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第14号加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の廃止についてご説明申し上げます。

加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館は、平成12年に現地へ移転開館されて以来、東北の近世陶磁器に関する唯一の専門施設として、来館者へ感動を与えてまいりました。しかしながら、度重なる地震被害や施設の老朽化に伴い、令和3年5月30日に閉館しました。その後、収蔵作品の整理、移動作業を進め、このたび無事に作業が完了いたしました。

以上のことから、令和5年3月末をもって施設の廃止をすることに伴い、加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この条例を廃止することには全く異論はございませんが、この陶磁館の建物、今後どのような方向性とか、今考えていることがあればお示しをいただきたいと思えます。取壊しなのか、それとも建物自体は何かの利用に残す方向性があるのか。お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今現在、陶磁文化館の利用については、まだ何も決まってございません。今後、公共施設の利活用検討委員会の中で、この施設を活用していくのか、活用しなければどのように除却するのか、そういったところを今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） なぜこのような質問をしたかといいますと、私の自宅のすぐ近くなんですけれども、加美町の中で一番大きな行政区であります南町行政区、こちらには集会場と言えるものが全くございません。その行政区の様々な備品等については防災倉庫等に収納してはありますけれども、そういった施設が全くない町なかにあリまして、この陶磁館を利用できな

いものかという地元住民の声もございますので、今後検討に値するものではないかというふう
に思いますので、ご検討いただければというふうに思います。町長、何かありましたらお願い
します。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も、行政区長さんのほうからそういったお話も頂戴しております。た
だ、大分広いですね、実は。それから、かなり老朽化が進んでおりますので、果たしてあの場
所を南町行政区の集会場として使うことがいいのかどうか、そのあたりはしっかり検討してい
かなくちゃいけないと思っていますし、使うとしてもおそらく南町行政区だけではとても手に
負えない建物なんだろうとも思っておりますので、検討させていきたいと思っています。意見
は参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の廃止についての採決を行いま
す。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町芹沢長介記念東北陶
磁文化館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止について

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第15号加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止につい
てを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止についてご説明申
上げます。

勤労者福祉研修センターは、平成11年に勤労者の健康づくりの推進、福祉の増進及び教養の
向上を図るため設置された施設ですが、現在は地区集会施設や住民サークル等において活用さ
れ、また今年度からは心のケアハウスとしても活用していることから、行政財産から普通財産

に移行し、今後も幅広く利活用を図るため、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町勤労者福祉研修センター条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 加美町保育所条例の廃止について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第16号加美町保育所条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号加美町保育所条例の廃止についてご説明申し上げます。

本案件は、中新田保育所を令和6年4月1日から民営化に移行するため、本条例を廃止するものです。

中新田保育所については、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、乳児または幼児を保育しその健全な育成を図るため、平成17年に設置された施設であります。多様化する保育ニーズへの対応や保育士不足の解消、さらには保育所運営費の削減を目指すため、民間の柔軟な発想と対応、マネジメント力を生かし、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるよう中新田保育所の民営化を進めてまいりました。

民営化に当たり、昨年10月に事業者を再募集し、加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会において慎重かつ公正に審査した結果、運営予定事業者に株式会社NOVAが選定され、町は同委員会からの選定結果を受け、当事業者と先月基本協定調印式で協定したところで

つきましては、中新田保育所を令和6年4月から運営予定事業者である株式会社NOVAに

移行するため、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 議案第16号だけですか。分かりました、すみません。

○議長（早坂忠幸君） 第16号。なしね。質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町保育所条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町保育所条例の廃止については原案のとおり可決されました。

議案第26号まで休まないで行きますので、よろしくお願ひします。

お諮りいたします。日程第18、議案第17号財産の無償譲渡について、日程第19、議案第18号財産の無償貸付について、以上2件は関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第18、議案第17号及び日程第19、議案第18号は一括議題とすることに決定いたしました。

日程第18 議案第17号 財産の無償譲渡について

日程第19 議案第18号 財産の無償貸付について

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号財産の無償譲渡について、議案第18号財産の無償貸付について、以上2件は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、中新田保育所の運営について、令和6年4月1日から民営化へ移行するため、運営予定事業者である株式会社NOVAに、園舎等の建物については無償で譲渡し、土地については10年間無償で貸付けをしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案資料として財産処分概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 失礼しました。

まず、土地は10年間無償貸付けということで、もし10年を超える場合は新たにまた期限を切って無償で貸し付けるのが1点。

建物についてなんですが、長く継続していただければいいんですが、様々な理由によって撤退もしくは用途を変更する場合など、どのような解釈をされるのか。以上2点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

10年後は、また同じように無償で貸し付ける予定ということでございます。

建物についてでございますが、建物は用途指定をしてございます。保育所として使ってほしいということで、土地・建物共に用途を指定しておりますので、保育所用地として、こちらのほうは無償で譲渡、無償で貸与ということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） もし、途中で難しくなった場合について、どのような協定ないし町としての考えなのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

経営が難しくなる場合もあるかなと思うこともありますが、法律では3か月前に事業の廃止を届け出るようになっております。ただ、加美町としましては、そういった話が社内に出たとき、1年、半年ぐらいを前に、こちらのほうに連絡をいただきたいというふうに考えております。こういったことがなければ幸いなんです、そういったことも考えております。

他の市町村を、事業撤退というのを見ますと、やはりほかの私立の園に今いる園児を振り分けたり、あとは新たに新しい事業者を呼び込んだりすることもあるようですが、今回審査選定委員会さんで、きちんと経営評価書を基に、経営のほうも判断して選定していただきましたので、こちらのNOVAさんに安心して任せたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後もう1点だけ、その建物を途中でやめるとなった場合、建物はまた町のほうに戻すという形なのか、それとも、例えばその間にNOVAさんのほうでいろいろと手を入れたり、そういったこともあるわけでしょうから、その辺の建物の、戻してもらうのか、どのようなことになるのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 建物については、そのまま返していただくということでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今の木村議員の質問にもちょっと関連するんですけども、なぜ無償貸与なのかなど。理由には、経営面の負担、これは建物についてですけども、この後の議案第19号で、賀美石保育所の建物については有償の貸出しになっているわけで、この辺がちょっと疑問が残る点があるんですけども、明確な理由といたしますか、その辺何かありますか。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

初めに、募集の段階で既に無償譲渡・貸与ということであつておりますので、そちらのほうはご理解いただきたいと思っております。ただ、実際有償で貸し付けるとしたらどのぐらいなのかということでも計算してみたんですが、建物つきですと年間400万円ほどということが計算されました。やはり、あとはそうですね、保育所はかなり中の備品につきましても数多くありますし、かなりの投資になるかと思っておりますので、そちらのほう、ぜひ新しい保育園になってから初期投資を抑えるという下に、充実した保育にしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 去年の12月の時点で、その募集に対して応募する事業者がなかった理由ということで、たしか町長から答弁あったと思っております。それで、有償を無償にしたことで、ではなかったですか、そうではなかったですか。失礼しました。はい、分かりました、すみません。今の発言は撤回します。

ただし、やっぱり公共施設の負担を、管理負担を減らしていくという点で、こういった公共施設を処分するという意味も多分にあると思うんですね、保育所の民営化というのは。ですから、そういったところで全く、まともに貸出しすれば、今室長が言ったように400何万円というような金額が出るんでしょうけれども、この辺全く無償というのはどうなんでしょうか。無

償貸与であれば、契約書というのはどういうふうになりますか、賃貸契約というのとは。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

まず、建物の無償譲渡、土地の無償貸付けについてですが、おととい伊藤議員の一般質問でもお答えさせていただきました、令和3年度の決算で、中新田保育所を民営化するに当たって、削減額が7,200万円ほどということで計算をさせていただきました。それを、言い方が悪いんですが、町のを無料でお渡しするので、どのぐらいの期間で補填できるかということ単純に計算しましても、5年ぐらいでこの建物は有意義に使っていただけるように、補填という形になるのではないかと考えておりました。

すみません。あともう1件。土地については使用貸借契約ですし、建物については譲渡契約になります。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） できれば、木村議員が危惧したこともありますけれども、私も危惧しておりますが、途中で撤退ということのないように、町もしっかり関わっていただいて、この中新田保育所が新たにしっかり継続できるように指導、監督をしていただきたいというふうに思います。答弁あればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号財産の無償譲渡についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号財産の無償貸付についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 財産の減額貸付について

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第19号財産の減額貸付についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号財産の減額貸付についてご説明申し上げます。

本案件は、旧賀美石幼稚園の土地及び建物について、町が継続して所有したまま、DX推進の拠点として一般社団法人日本ドローン活用推進機構に減額して貸付きたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、貸付け期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で、貸付け額は年間108万円です。

議案資料として財産処分の概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号財産の減額貸付についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号財産の減額貸付については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 字の区域を新たに画することについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第20号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第20号字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。

本案件は、東鹿原地区の農地整備事業が施行されたことに伴い、県営東鹿原地区土地改良事

業区域内において、字の区域を新たに画するものであります。

東鹿原地区は、受益面積が54.5ヘクタール、全体事業費10億5,000万円の事業概要により平成27年の事業採択を受け、令和5年度で整備が完了予定であります。

今回の案件は、圃場整備事業が施行され、未整備の区域から大区画の農地に整備されたことに伴い、事業区域の字の区域を新たに画することによって合理的な換地処分を実施するものであります。

つきましては、同区域内に字の区域を新たに画することとしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、議案資料として字界変更に係る図面等を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号字の区域を新たに画することについては原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 土地改良事業（集落基盤整備事業中新田地区）の計画変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第21号土地改良事業（集落基盤整備事業中新田地区）の計画変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第21号土地改良事業（集落基盤整備事業中新田地区）の計画変更についてご説明申し上げます。

本案件は、集落基盤整備事業としまして、中新田地区の農道及び集落道、農業用排水路など

を平成24年度より整備している事業です。このうち、農道2路線、上狼塚北3号線、大柳1号線及び農業用排水路の羽場排水路において、当初の計画における事業費は1億9,251万円でしたが、羽場排水路では、排水系統の見直しにより当初計画した水路断面より一回り大きくした断面へと変更したこと、農道の大柳1号線及び上狼塚北3号線では、当初予期していなかった道路の路床のセメント改良等を追加したこと、また文化財調査費の追加などによりまして、当初事業費から1億3,740万3,000円増額し、3億2,991万3,000円に変更するほか、事業期間を延長するものです。

つきましては土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業の変更計画について、議会の議決を求めるものです。

なお、議案資料として土地改良事業変更計画概要書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号土地改良事業（集落基盤整備事業中新田地区）の計画変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号土地改良事業（集落基盤整備事業中新田地区）の計画変更については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道別所焼切原線道路災害復旧工事）

○議長（早坂忠幸君） 日程第23、議案第22号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道別所焼切原線道路災害復旧工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道別所焼

切原線道路災害復旧工事)についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年7月13日から17日に係る豪雨において、道路上段部ののり面崩落により被災した町道の災害復旧工事を行うものです。

工事内容としましては、崩落したのり面を鋼製型枠により復旧するものです。併せて、のり面上部の側溝の復旧、その排水先の縦排水工の復旧、またのり面内部からの浸透水の排水を流すための湧水処理工などを実施するものです。

2月21日、10社を指名して指名競争入札を行いましたところ、旭興業株式会社が4,880万円で落札いたしましたので、同社代表取締役浅野大輝と工事請負契約を提供するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案資料として指名競争入札に関する調書と平面図等を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思えます。(発言あり)はい。落札額が4,880万円ということです。旭興業株式会社が4,880万円で落札いたしましたので、契約を締結するというところでございます。

なお、本工事は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、災害査定を受け、国の負担金事業として実施するものであり、工期を令和5年3月31日までとするものですが、年度内の完了が困難であることから、今議会の補正予算において繰越明許費として上程しております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号工事請負契約の締結について(令和4年度その他町道別所焼切原線道路災害復旧工事)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号工事請負契約の締結について(令和4年度その他町道別所焼切原線道路災害復旧工事)は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 工事請負契約の締結について(令和4年度その他町道鳥

屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事)

○議長（早坂忠幸君） 日程第24、議案第23号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道鳥屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道鳥屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年7月13日から17日に係る豪雨において、道路本体の崩壊により被災した町道の災害復旧工事を行うものです。

工事内容としましては、崩落した町道本体を鋼製型枠により盛土を行い復旧するものです。併せて、町道を横断している横断管の口径を1.1メートルから1.65メートルに拡大し、復旧を行うものです。

2月21日、10社を指名して指名競争入札を行いましたところ、小野田建設株式会社が4,591万円で落札いたしましたので、同社代表取締役高橋 毅と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案資料として指名競争入札に関する調書と平面図等を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

なお、本工事は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害査定を受け、国の負担金事業として実施するものであり、工期を令和5年3月31日までとするものですが、年度内の完了が困難であることから、今議会の補正予算において繰越明許費として上程しておりますので、よろしく願いいたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道鳥屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号工事請負契約の締結について（令和4年度その他町道鳥屋ヶ崎・孫沢線道路災害復旧工事）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第25、議案第24号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について、日程第26、議案第25号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、日程第27、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、以上3件はいずれも関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第25、議案第24号から日程第27、議案第26号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第25 議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第26 議案第25号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第27 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第25号宮城県市町村等非

常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、以上3件は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、白石市外二町組合が令和5年3月31日をもって解散し、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤公務災害補償等認定委員会及び同審査会を脱退することから、構成する地方公共団体の数が減少し、それに伴い規約の変更を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、一部事務組合の規約の変更については地方自治法第286条第1項の規定により、また機関等の共同設置の規約の変更については同法第252条の7第2項の規定により、それぞれ関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。2時45分まで。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

先ほど、国保税、国保の条例改正に伴う質問の中で回答を保留させていただいた件についてご回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目の医療機関の費用負担の関係でございます。こちらの近隣市町村での資料につきましては、取りまとめたものはございませんで、厚労省が公表しております出産に係る費用としまして、令和2年度、令和3年度におきまして、民間のクリニックなども含めた費用ということで、全国的な平均額としまして47万3,000円という費用が公表されております。それを見ますと、50万円に引き上げるというところで、おおむね個人負担はない方が大勢を占めるといった状況かなというふうに思います。

2点目の財源についてでございます。こちらは、後期高齢者の方々に対しまして一部負担を

求めるというものでございまして、2024年から2025年にかけてまして段階的に引き上げるということでございます。今現在、後期高齢の上限額は66万円になってございますが、2024年度におきましては73万円に、2025年度は上限額が80万円に上がるということでございます。2026年以降は改めて設定をするというような状況でございます。

また、保険料については、年収で211万円を超える方々が2024年度は対象になってくると。2025年度におきましては、年収153万円を超える方々がこの増額の一部負担増につながるということでございます。全国的に見ますと、加入者の4割程度がこの増額の対象になってくるといいう状況でございます。これまで国保に加入されている方々の現役世代の方々の負担を、一部後期高齢者の方々にもお願いするというような状況になるということでございます。

また、2024年から2025年にかけては、激変緩和という措置が取られるということで、上昇する金額の半額は負担軽減につながるという状況でございます。以上でございます。

日程第28 議案第27号 令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第28、議案第27号令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第27号令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2億1,926万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ150億970万6,000円とする補正予算と、繰越明許費の設定18件のほか、債務負担行為の追加5件と地方債の変更13件を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として町民税個人現年課税分3,400万円増、固定資産税現年課税分3,200万円増、国庫支出金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,340万1,000円減、県支出金として新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金1,400万円増、農山漁村地域整備交付金2,498万円減、繰入金として財政調整基金繰入金1億円減、町債として町道整備事業債2,640万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費では事業者継続支援配合飼料価格高騰対策支援事業助成金2,700万円増、民生費では児童手当給付金1,810万円減、衛生費では予防接種委託料2,280万円減、農林水産業費では集落基盤整備工事請負費1,740万円減、土木費では鳴瀬川総合開発事業基金積立金3,998万1,000円増、教育費では統合中学校改修工事請負費2,000万円減、災害復

旧費では町道等災害復旧工事請負費4,000万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 12ページ、歳入の国庫負担金の児童手当交付金1,283万8,000円の減、こちらのちょっと詳細と、それから13ページで子ども・子育て支援事業交付金159万9,000円増額、こちらの詳細2点を子育て支援室長に伺います。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

児童手当の交付金の減からでございます。今回、交付見込額が1億8,000万円ほどでしたが、既に1億9,400万円ほどで、こちらのほう1,200万円の減としております。子ども・子育て支援事業交付金でございますが、見込みが2,836万3,000円でしたが、予算額2,676万4,000円にして、こちらのほう子ども・子育て支援事業のほうに充当しておりますが、159万9,000円増としたものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。7番、三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7ページ目、債務負担行為の補正で、ドローン活用プロジェクト委託料1,056万円、空き家バンク運営委託料335万5,000円の内容について伺います。

あと、歳出の関係なんですけど、59ページ、新規就農育成総合対策補助金の減額の1,302万3,000円、さらには先ほど町長が説明しましたが、63ページの集落基盤整備工事の1,740万円の、これについての事業関係についてご説明いただきます。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

まず、7ページにございます債務負担2件につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1点目ドローン活用プロジェクト委託料、こちらにつきましては、町のほうで私たちのほうの課で進めておりますDX推進事業、DXの技術を活用しまして地域の課題を解決する事業でございます。こちら、ドローンの事業者さんの立地が決まるような形になってございます。そういった拠点を活用させていただきまして、町のほうで抱えております課題、各町のほうで抱えております農地の関係の転用の状況の確認、あるいは史跡関係の広さ、農業に関するドローンの連携事業、あとは災害対応への関連、そういった町が抱えております課題を、地域

おこし協力隊を活用させていただきまして、その事業所のほうに委託をさせていただいて、課題解決のための事業を行っていただく。現在、人員といたしましては、企業派遣型で2名の地域おこし協力隊の隊員の配置を考えております。この2名の隊員1年分、こちらを4月早々に活用事業として推進をさせていただきたいということで、債務負担行為のほうを設定させていただきまして。その事業の事業経費につきましては、令和5年度新年度の予算のほうに計上をさせていただいております。

続きまして、空き家バンクの運営委託料、こちらにつきましては、令和3年度から空き家バンクの運営事業につきまして民間事業所のほうに委託をさせていただいております。これを3月末で今年度分に関しましては契約が満了する形になりますので、引き続き切れ目のない形で空き家バンクの運営事業を民間事業所のほうに委託をさせていただきたいという形で、こちらの経費を債務負担行為を設定させていただき、契約行為のほうを進めさせていただきたいという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

私のほうからは、59ページの新規就農者育成総合対策事業の補助金の関係で、まずご説明させていただきます。

補助金1,302万3,000円の減でございますけれども、この補助金につきましては農水省で今年度から始まった対策でございます。この補助金なんですけれども、二通りございまして、経営発展支援事業というものは、これは施設なり機械の導入に対して補助をしますよというものでございまして、こちら、当初4名見込んでおったのが2名の活用になったということで減額となりました。

もう一つ、経営開始資金というものがございまして、こちらにつきましては、資金を年間150万円国からいただけるという資金でございますけれども、こちら4名見込んでおったのが2名になったということで、1,300万円の減額というふうになりました。

続きまして、63ページの集落基盤整備事業の工事費の減額の関係でございますけれども、こちら当初国のほうに要望していた事業が、実際予算がつかなかったということで、工事のほうを減額しておりまして、上狼塚北3号線と水路のほうの工事を、その補助金の減額に伴って工事費も取りやめたということで、今回補正させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 債務負担行為の関係なんです、協力隊ということで2名という話ありましたが、既存の協力隊の方がドローンの操作を習得し、さらに町の課題等にその業務を行うのかどうか1点。

あと、空き家バンクなんです、民間事業者を引き続きということなんです、どういうその民間の事業者か私分かりませんが、また継続されるということなのか、その方はそういう空き家バンクに関して何らか、資格が必要なのかどうか分からないですけれども、そういう資格を持っている方なのか、その辺についても伺います。

あと、新規就農育成の関係なんです、経営、施設、機械の導入、あと資金の関係で、いずれも4名を見込んだが2名だと。その2名が辞退された何か要因はあるんですか、その辺を説明いただきます。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

まず、ドローン活用プロジェクトの委託料の関係、こちらにつきましては、全く新しい協力隊のほうを想定してございます。こちらは、ある程度もう既に技術を持っている方々、そういった方々をぜひ即戦力として活用させていただき、先ほど来お話をさせていただいた町が抱える行政需要、そういったところをそれぞれ委託をして各課で発注をかけたらずに、この人材活用事業の中で、その課題解決型のドローンを活用した事業に直接従事をしていただきたいということで、民間事業者のほうに新しい隊員2名の着任に向けて委託をするものでございます。

空き家バンクの運営事業につきましては、これまでリロカリコクリ株式会社のほうに業務を委託させていただいておりました。これまでも空き家バンクの運営事業に関しましては、町も特に資格を有するという形ではなく、一般に流通しづらい、なかなか物件的に民間の事業者さんのほうの流通に乗らないようなそういった案件につきまして、町のほうでサポートをさせていただきながら、貸手と借手、そういったところの仲介をさせていただいておる事業でございます。そちらの事業につきましては、引き続き民間事業者さんのほうに、内容的に同じような形で、これまでの内容の利用促進、空き家の掘り起こし、そしてマッチング支援、それから、中でどうしても空き家にはなっているんですけども、そこからバンクに登録するまでに、条件といたしましては中が仏壇等も含めて片づけが済んでいることとか、登記等々が完了していること、そういったところをさせていただいた上で空き家バンクに登録という形にさせていただいております。そういったところのサポート業務等々も、民間事業者さんのほうにお願いをして、利用促進、登録促進につなげていただく形をお願いしてございます。以上でございます。

す。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

その新規就農者予定4名に対して2名になったその要因でございますけれども、私どものほうでこの予算化するに当たりましては、実際役場のほうに、今度加美町で就農したいんですが何か支援はないですかといった相談であったり、あと町だけじゃなくて県のほうにも相談に来たりとか、そういう実際に就農したいので何か支援はないかとか、あとはその加美町のほうに就農を考えているんですがといった、そういう相談があった件数で見込んでいたんですが、実際2件にとどまったという結果でございます、その要因についてはちょっと把握はしておりません。2件につきましては、施設園芸のほうに取り組んでおります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 空き家バンクの関係ですが、コクリさんの話が出ました。この事業主さんがあえてやるということは、ほかにはなかったということで理解していいのか。あとは当初予算でまた聞かせていただきますが、その辺でお願いします。

あと、振興課長のほうですが、園芸ということですが、他の2名については分からないということなんですが、あえて何か私にはあるのじゃないかなと。あくまで新規ですから、新しい方が来るということは、町外の方でももしおったとしたら歓迎するべきじゃないかという思いがあつてね、ですからその辺の関係も、なぜ辞退されたのかと、次のステップになるんじゃないかと思いますので、課長それについては、答弁要りませんので、少しお願いをします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

この空き家バンクの運営事業の委託につきましては、指名競争入札をさせていただきまして、業者の選定をさせていただいております。今回も、今現在につきましてはリロカリコクリ株式会社のほうで業務委託を受けておりますが、今回また令和5年度執行分につきましても、引き続き指名競争入札という形で検討させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。9番、木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ、産業振興課長、32ページの配合飼料価格高騰対策2,700万円、内訳を紹介してください。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

この配合飼料価格対策支援事業の内訳ということでございますけれども、内訳のほう答弁させていただきます。肥育牛につきましては、1頭当たり今回2,200円から9,000円に引き上げます。繁殖牛につきましては1頭1,000円から3,000円、乳用牛につきましては1頭3,700円から1万5,000円に、あと豚につきましては1頭800円から3,000円、あと採卵鶏につきましては1羽80円から300円に、あとブロイラーにつきましては1羽50円から200円に引き上げるという内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番、一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 同じく32ページの農業生産資材価格高騰対策支援事業の助成金が922万4,000円減額になっておりますけれども、この減額の理由をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農業生産資材価格高騰対策支援事業、こちら今回922万4,000円の減額ということでございますけれども、この予算につきましては、11月の臨時会でご承認いただいたんですが、そのとき対象面積を5,184ヘクタールと見込んで予算化したんですけれども、その後対象面積を改めて集計している中で、面積が4,649ヘクタールに減少したということで、今回減額をお願いするところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号令和4年度加美町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第28号 令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（早坂忠幸君） 日程第29、議案第28号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第28号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,516万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億3,046万3,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、県支出金として普通交付税一般被保険者療養給付費2,700万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1,700万円減などがあります。

歳出の主なものについては、保険給付費で一般被保険者療養給付費診療報酬支払分3,000万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第29号 令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第30、議案第29号令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第29号令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ915万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億7,984万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料として特別徴収保険料現年度分1,200万円減、普通徴収保険料現年度分100万円増などであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金1,100万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第30号 令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第31、議案第30号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第30号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億4,923万円とする補正予算と、債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金1,613万1,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金1,672万3,000円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費では居宅介護サービス等給付費1,902万2,000円減、

施設介護サービス給付費2,316万4,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第31号 令和4年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第32、議案第31号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第31号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ172万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ702万7,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金167万9,000円増などであります。

歳出の主なものについては、サービス事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料7万円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番、三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 1件質問させてください。132ページなのですが、介護サービス等給付、終わったんですか。ああ、ごめんなさい。失礼しました。

○議長（早坂忠幸君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第32号 令和4年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第33、議案第32号令和4年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第32号令和4年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ489万3,000円とする補正予算であります。

歳入については、霊園使用料で23万9,000円、繰越金で35万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出については、一般会計繰入金を264万円増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番、伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 155ページ、霊園管理事業で、管理事業費として一般会計から繰出金264万円ほどが計上されておりますが、これの繰り出しに至った経緯というか、なぜこういう繰り出すことになったのかお聞かせください。たまたま先週会った一般の方に、加美町の霊園のそ

の維持管理費というか、安過ぎるんじゃないかと、もう少し上げてもいいんじゃないかということなどの意見がありました。そういったことも併せてちょっとお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

これ繰り出しとはなっておりますが、一応特別会計ですので、原則的には一般会計からの繰り出ししないように努めております。それで、今回予備費が、一回全部霊園事業というか、お墓の用地が全部売れてしまって、近年この墓じまいであるとか、お墓を返す方がいらっしゃるんですね。第2回、第3回というふうの一つのお墓が売れてしまって、収入が出てきたものですから、今回一般会計のほうに繰り出しの予算をつけております。

それで、併せて管理費が安いんじゃないかということでお話ありました。全体的に、近隣の公営墓地について管理費調査したことがありました。公営墓地というのは、やはり全体的に見て管理費が安いんですね。特に、加美町が今年度現在ですと高いというわけではありません。仙台市なんかは若干高くなってはおりますが、この近隣の涌谷であるとか、そういう感じの近隣の自治体に関しては高くはない、同じぐらいだと思います。ただし、様々な影響で経費値上げがありまして、管理する上で人件費やら水道料、電気料高くなってきております。今までは3,000円という1年間の管理費でどうにか回してきたんですけれども、今後管理費を1,000円もしくは2,000円値上げせざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） そういった心配を一般の方もされている、ちょっとその管理費を上げる必要があるんじゃないかなというふうな声が聞かれましたので、お話ししました。

それから、以前私が質問したときに、墓を買ってはいるけれども、墓を建立しないままになっている人たちも随分いるようだというふうな事態があったかとも思いますが、今そういったことは解消されているのかどうか。それから、今後の墓地の拡張計画をせざるを得ない状況にあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 現在お墓のほうは、先ほどもお話ししましたが、墓じまい等で返却する方もいらっしゃいますので、今日現在2か所まだ余っております。それで、今後については、そういう方も年々出てこられるようになって、あともう転居ということで、こちらのほうで移設というんでしょうか、お墓を例えば身近な近くに持って移したいという方もいらっしゃいますので、現在のところ、ちょうど均等が保たれているのかなと思っております。

増設の用地に関しては、既を取得してあるので、その増設工事に関しては今後検討していきたくというか、状況に応じて、もし増えるのであれば検討も必要かなというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号令和4年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号令和4年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第33号 令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第34、議案第33号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第33号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ60万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億4,499万2,000円とする補正予算と、繰越明許費の設定2件を行うものであります。

歳入については、下水道事業受益者負担金を60万1,000円増加するものであります。

歳出の主なものについては、総務費で中新田浄化センター管理事業光熱水費583万3,000円増、下水道建設費で浄化センター長寿命化計画策定委託料480万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第34号 令和4年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第35、議案第34号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第34号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,027万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,589万円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町債として浄化槽整備推進事業債1,750万円減などであります。

歳出の主なものについては、建設費で浄化槽設置工事請負費1,959万9,000円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第35号 令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第36、議案第35号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第35号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的収入及び支出において、収益的支出の総額を補正前と同額の5億4,100万円とする補正予算であります。

内容は、営業費用で動力費100万円の増額などのほか、予備費を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出については、資本的支出で既定予算から4,500万円を減額し、支出総額を1億621万4,000円とする補正予算であります。

内容は、建設改良費で施設更新工事請負費を2,800万円減額するほか、配水設備費を1,700万円減額するものであります。

なお、今回の補正により過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を4,500万円減額し8,330万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第37、議案第36号令和5年度加美町一般会計予算、日程第38、議案第37号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第39、議案第38号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第40、議案第39号令和5年度加美町介護保険特別会計予算、日程第41、議案第40号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第42、議案第41号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第43、議案第42号令和5年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第44、議案第43号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第45、議案第44号令和5年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第46、議案第45号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第47、議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算、以上11件は、いずれも令和5年度の予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第37、議案第36号から日程第47、議案第46号までを一括議題といたします。

日程第37 議案第36号 令和5年度加美町一般会計予算
日程第38 議案第37号 令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
日程第39 議案第38号 令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
日程第40 議案第39号 令和5年度加美町介護保険特別会計予算
日程第41 議案第40号 令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算
日程第42 議案第41号 令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
日程第43 議案第42号 令和5年度加美町霊園事業特別会計予算
日程第44 議案第43号 令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算
日程第45 議案第44号 令和5年度加美町下水道事業特別会計予算
日程第46 議案第45号 令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算
日程第47 議案第46号 令和5年度加美町水道事業会計予算

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 令和5年度各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第36号令和5年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ132億9,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第37号令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億6,000

万円とし、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第38号令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億9,100万円と定めるものであります。

議案第39号令和5年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ31億7,800万円とし、債務負担行為、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第40号令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第41号令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第42号令和5年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ230万円と定めるものであります。

議案第43号令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ250万円と定めるものであります。

議案第44号令和5年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億4,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第45号令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億1,300万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第46号令和5年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ5億3,590万円とし、資本的収入及び支出については収入296万4,000円、支出1億5,920万4,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,624万円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細についてはそれぞれの担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いたします。提案理由とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 続いて担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

予算書の1ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第36号

令和5年度加美町一般会計予算

令和5年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132億9,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長です。

予算書の337ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第37号

令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書369ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第38号

令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書381ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第39号

令和5年度加美町介護保険特別会計予算

令和5年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（千葉桂子君） 地域包括支援センター所長です。

予算書の425ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第40号

令和5年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和5年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長です。

予算書433ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第41号

令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

令和5年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

予算書439ページです。朗読をもち説明に代えさせていただきます。

議案第42号

令和5年度加美町霊園事業特別会計予算

令和5年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長です。

予算書の445ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第43号

令和5年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和5年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

451ページをお開き願います。朗読により説明に代えさせていただきます。

議案第44号

令和5年度加美町下水道事業特別会計予算

令和5年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

485ページをお開き願います。

議案第45号

令和5年度加美町浄化槽事業特別会計予算

令和5年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

509ページをお開き願います。

議案第46号

令和5年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 8,700戸 |
| (2) 給 水 量 | 206万9,500立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 5,670立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5億3,590万円
------------	-----------

支 出

第1款 水道事業費用	5億3,590万円
------------	-----------

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,624万円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,624万円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 296万4,000円

支 出

第1款 資本的支出 1億5,920万4,000円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 562万9,000円

2 交際費 5万円

令和5年3月6日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第46号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和5年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和5年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和5年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月8日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 味上庄一郎

署名議員 早坂伊佐雄